

砥 部 町 議 会
平成 29 年 第 4 回 定 例 会
会 議

平成 29 年第 4 回砥部町議会定例会（第 1 日）会議録

招 集 年 月 日	平成 29 年 12 月 7 日		
招 集 場 所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成 29 年 12 月 7 日 午前 9 時 30 分 議長宣告		
出 席 議 員	1 番 柿本 正 4 番 東 勝一 7 番 森永茂男 10 番 西岡利昌 13 番 井上洋一 16 番 三谷喜好	2 番 佐々木公博 5 番 菊池伸二 8 番 松崎浩司 11 番 政岡洋三郎 14 番 中島博志	3 番 原田公夫 6 番 佐々木隆雄 9 番 大平弘子 12 番 山口元之 15 番 平岡文男
欠 席 議 員	なし		
地方自治法 第 121 条第 1 項の規定に より説明の ため会議に 出席した者 の職氏名	町 長 佐川秀紀 教育長 武智省三 企画財政課長 大江章吾 戸籍税務課長 富岡 修 介護福祉課長 門田伸介 建設課長 白形敏明 生活環境課長 田中克典 会計管理者 門田 巧 学校教育課長 門田敬三	副町長 上田文雄 総務課長 相原清志 地域振興課長 岡田洋志 保険健康課長 松下寛志 子育て支援課長 田邊敏之 農林課長 大内 均 国体推進課長 西松伸一 広田支所長 高橋 桂 社会教育課長 町田忠彦	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 前田正則 庶務係長 中山晃志		
会議録署名 議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。 10 番 西岡利昌 11 番 政岡洋三郎		
傍 聴 者	1 人		

平成 29 年第 4 回砥部町議会定例会議事日程 第 1 日

・開 会

・開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

日程第 6 認定第 1 号 平成 28 年度砥部町一般会計決算認定について

日程第 7 認定第 2 号 平成 28 年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定について

日程第 8 認定第 3 号 平成 28 年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定について

日程第 9 認定第 4 号 平成 28 年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定について

日程第 10 認定第 5 号 平成 28 年度砥部町とべの館特別会計決算認定について

日程第 11 認定第 6 号 平成 28 年度砥部町とべ温泉特別会計決算認定について

日程第 12 認定第 7 号 平成 28 年度砥部町農業集落排水特別会計決算認定について

日程第 13 認定第 8 号 平成 28 年度砥部町浄化槽特別会計決算認定について

日程第 14 認定第 9 号 平成 28 年度砥部町公共下水道事業会計決算認定について

日程第 15 認定第 10 号 平成 28 年度砥部町水道事業会計決算認定について

・散 会

平成 29 年第 4 回砥部町議会定例会

平成 29 年 12 月 7 日 (木)

午前 9 時 30 分開会

○議長 (森永茂男) ただいまから、平成 29 年第 4 回砥部町議会定例会を開会します。町長から招集の挨拶があります。佐川町長。

○町長 (佐川秀紀) 平成 29 年第 4 回定例会の開会にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、年末の何かとお忙しい中、ご出席を賜り、ご提案させていただいております案件につきまして、ご審議を賜りますことに対しまして厚くお礼申し上げます。さて、今年も残すところ二十日余りとなりました。今年、1 月の町長選挙並びに町議会議員選挙に始まり、議会の新体制のもと、私にとりましては、2 期目の町政運営の船出でありました。9 月には、64 年ぶり、初の単独開催となったえひめ国体、そして、10 月には、えひめ大会が盛会のうちに執り行われました。本町におきましては、大会期間中、天皇皇后両陛下、皇太子殿下、眞子内親王殿下、高円宮妃殿下にご訪問を賜りましたこと、誠に光栄であり、このうえない喜びでありました。そして、地元開催という大変なプレッシャーの中、県民の期待や応援を力に変えて、天皇杯・皇后杯ともに 2 位という本当に素晴らしい成績を収められました選手、監督、関係者の皆様に敬意を表しますとともに、多くの感動と勇気をいただきましたことに対しまして、心から感謝申し上げます。さて、今定例会では、9 月と 10 月に発生した台風 18 号及び台風 21 号により被災した河川や道路などの災害復旧関係経費等を計上した一般会計補正予算の提案をはじめ、子育て支援の充実を図るため、砥部幼稚園と砥部保育所を統合した、幼保連携型認定こども園の設置に伴う関係条例の制定及び来年 4 月の機構改革に伴う課設置条例の改正など、各般にわたる施策について、提案をさせていただいております。いずれも詳細にご説明を申し上げますので、慎重審議によりご議決を賜りますようお願い申し上げます。開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長 (森永茂男) これから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長 (森永茂男) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、10 番西岡利昌君、11 番政岡洋三郎君を指名します。

~~~~~

日程第 2 会期の決定

○議長 (森永茂男) 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、去る 11 月 28 日開催の議会運営委員会において、本日から 15 日までの 9 日間としております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（森永茂男） 異議なしと認めます。

よって会期は、本日から12月15日までの9日間に決定しました。



日程第3 諸般の報告

○議長（森永茂男） 日程第3、諸般の報告を行います。まず、地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたのでご報告します。次に、監査委員より、10月末日の例月現金出納検査について、良好であった旨の報告がありました。次に、議員派遣の結果についてご報告します。10月12日に松山市で開催された、第58回四国地区町村議会議長会研修会に欠席届のあった議員を除く15名の議員を派遣し、東海大学海洋学部教授の山田吉彦氏並びに、歌手で女優の大峯麻友氏の講演を聴講しました。11月10日、中央公民館において、砥部町女性団体連絡協議会の皆様と議会とまちづくりを語る会を開催し、私をはじめ、佐々木公博君、原田公夫君、東 勝一君、大平弘子君、政岡洋三郎君、井上洋一君、以上の7名を派遣しました。当日は11名の皆様のご参加をいただき、有意義な意見交換を行うことができました。次に、委員会の委員派遣についてご報告します。総務常任委員会が10月16日から18日まで北海道芽室町において、議会災害時対応基本計画及び議会活性化の取組についてを、千歳市において千歳市防災学習交流センターを、厚生文教常任委員会が10月17日から19日まで、山形県飯豊町及び東京都新宿区において、幼保連携型認定こども園の開設過程及び運営についてを、議会運営委員会が11月1日から2日まで、和歌山県かつらぎ町において議会基本条例についてをそれぞれ視察した旨の報告がありました。本日まで受理しました請願は、お手元に配りました請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しました。委員会の審査報告は、12月15日の本会議でお願いします。以上で、諸般の報告を終わります。



日程第4 行政報告

○議長（森永茂男） 日程第4、行政報告を行います。本件については、主要な事項について報告を求めます。上田副町長。

○副町長（上田文雄） 平成29年9月議会後からの行政報告をいたします。お手元にお配りしております、行政報告1ページをご覧ください。総務課、（1）9月17日の台風第18号の被害状況、床上浸水被害25件、床下浸水被害98件、崩土路肩崩壊等139件。内訳につきましては、以下のとおりでございます。国土交通省排水ポンプ車による排水活動を実施いたしました。環境衛生関係でございますが、①災害廃棄物受入業務。被災住民に対し、災害廃棄物の処理手数料を減免いたしました。受入日は9月18日から11月10日まででございます。受入場所、受入数量、延べ廃棄者数につきましては、ご覧のとおりでございます。②除菌剤散布処理委託業務、109万3,608円。床上・床下浸水の被害を受けた家屋に対し実施しました。実施日は9月25日、実施家屋は108軒でございます。各地域は、ご覧のとおりでござ

ございます。③し尿汲取り業務、13万6,648円。災害時協定に基づき、株式会社カトウが緊急性を要する家屋に対し、し尿汲取りを実施しました。実施日は9月18日、19日、21日、22日。汲取り件数は20件。各地域は、ご覧のとおりでございます。被災者援護。災害見舞金支給業務、20万円、1万円かける20世帯。床上浸水の被害を受けた住家に居住する20世帯に対し、見舞い金を支給しました。(2)10月22日、台風第21号の被害状況。崩土路肩崩壊等10件。町道6件、水路1件、県道等その他3件。国土交通省排水ポンプ車による排水活動を実施しました。2ページをご覧ください。(3)防災士養成講座。11月11日、12日の2日間、中央公民館講堂で自主防災組織の中心的な役割を担う人材を養成し、地域防災力の向上を図ることを目的に防災士養成講座が開講されました。受講者数51人、うち女性16人。(4)Jアラート、全国瞬時警報システムの情報伝達訓練。11月14日、Jアラートを運用する全ての都道府県及び市区町村を対象に国による情報伝達訓練が行われました。Jアラートにより、国からの緊急情報を受信し防災行政無線が自動起動され、正常に情報伝達が行われることを確認しました。(5)行幸啓・行啓・お成り。9月30日、愛顔つなぐえひめ国体の開会式に御臨席された天皇皇后両陛下が御会食のため、砥部町役場にお越しになりました。10月28日、愛顔つなぐえひめ大会の開会式に御臨席された皇太子殿下が御会食のため、砥部町役場にお越しになりました。いずれも佐川町長と森永議長が招待され、お食事を共にされました。10月30日、愛顔つなぐえひめ大会の閉会式に御臨席された高円宮妃殿下が閉会式終了後、坂村真民記念館を御視察されました。なお、眞子様につきましては6ページの国体推進課でご報告いたします。

企画財政課、(1)8月28日から11月20日までの入札執行状況でございます。設計金額の総額が2億7,831万5千円、落札総額が2億3,827万8千円、落札率が85.6%でございます。①建設工事13件、②測量・建設コンサルタント5件、③委託業務5件、④物品購入4件でございます。それぞれの内訳につきましては、ご覧のとおりでございます。地域振興課、(1)東京アンテナショップ。9月2日から20日の19日間、東京都渋谷区のギャラリーで、砥部町の認知度向上とニーズ調査を目的としたアンテナショップを開催しました。砥部焼をはじめ町産品の販売を行い、期間中約1,300人に御来場いただきました。3ページをご覧ください。(2)秋の砥部焼まつり。11月4日、5日の2日間、秋の砥部焼まつりを陶街道ゆとり公園に会場を変更して開催しました。64の窯元が参加し、好評の露店方式による砥部焼の対面販売や町産品の販売、伝統芸能などのイベントを行い、約5万人の人出で賑わいました。子育て支援課、(1)麻生保育所建築工事実施設計委託業務。11月13日、一般競争入札の結果、株式会社大建設計工務と契約を締結しました。契約金額は1,058万4千円でございます。履行期間、設計内容につきましては、ご覧のとおりでございます。(2)赤ちゃんふれあい体験事業。少子化対策の重要性を考えるとともに子育てに積極的に参加する機運の醸成を図ることを目的とし、町内の学生と乳幼児、保護者とのふれあい体験事業を開催しました。委託業者はNPO法人とベ子育て支援団体ぽっかぽか。委託金額87万9,850円でございます。開催日、場所、参加者は、ご覧のとおりでございます。建設課、(1)道路改良工事でございますが、①町道宮内線道路改良工事その1、同じく②その2、どちらも10月31

日完成でございます。③町道仙波線道路改良工事4工区は、10月31日に完成いたしました。4ページをご覧ください。④町道仙波線道路改良工事5工区でございますが、進捗率95%、⑤町道千足北川毛線道路改良工事、進捗率10%でございます。(2)町道宮内川井線、宮内川井線1号橋、橋梁修繕工事、11月15日に完成いたしました。(3)給食センター関連水路改修工事、進捗率20%、(4)①後継者住宅高市団地外部補修工事その1、同じく②その2、どちらも95%の進捗率でございます。(5)金毘羅堰改修工事、進捗率10%でございます。生活環境課、公共下水道関係。平成28年度繰越分でございます。面整備、拾町区4-6工区、9月29日完成でございます。平成29年度分面整備、①麻生区47工区、進捗率90%、②高尾田区51工区、進捗率35%、③高尾田区55工区、進捗率85%、5ページをご覧ください。④八瀬区52-1工区、進捗率35%、⑤八瀬区52-2工区、進捗率60%、⑥八瀬区53工区、進捗率35%、⑦八瀬区54工区、進捗率10%、⑧麻生区48工区、進捗率5%でございます。舗装復旧でございますが、①南ヶ丘北区舗装その1、同じく②舗装その2、どちらも9月29日完成いたしました。③上原町区舗装その3、9月29日完成でございます。④八倉地区舗装その5、進捗率5%でございます。水道事業関係、①上野地区配水管布設替工事4-1工区、高尾田、同じく②4-2工区、高尾田、どちらも進捗率80%でございます。③大南地区配水管布設替工事1工区、大南、同じく④2工区、大南、同じく⑤3工区、大南、3工区ともすべて進捗率は10%でございます。6ページをご覧ください。⑥大南地区配水管布設替工事4工区、大南でございますが、進捗率10%。⑦砥部町上下水道第8次拡張事業その4-6、第4水源紫外線処理設備工事、高尾田、進捗率20%、⑧砥部町上下水道第8次拡張事業その4-7、第4水源場内配管及び場内整備工事、高尾田、進捗率20%、⑨砥部町上下水道第8次拡張事業その5-2、中央監視装置改修及び自家発電設置工事、高尾田、進捗率40%でございます。国体推進課、(1)10月5日、文化会館ふれあいホールで、111チームの全選手、監督参加のもと、バドミントン競技会の開始式を開催しました。競技会は、10月6日から9日までの4日間、陶街道ゆとり公園体育館で開催し、6日の初日には、眞子内親王殿下が砥部焼伝統産業会館を御視察後、バドミントン競技を御覧になりました。競技会場は、連日ほぼ満員で、選手、監督、大会関係者及び観覧者は、4日間で延べ1万4,258人でした。本県のバドミントン競技の成績は、以下のとおりでございます。(2)10月28日から30日までの3日間、陶街道ゆとり公園多目的広場で、グランドソフトボール競技会を開催しました。台風22号の影響で、29日は雨天中止となりましたが、30日の最終日は好天に恵まれ、準決勝まで実施し、愛媛県チームと福岡県チームの両県が優勝を果たしました。大会は、2日間で選手、監督を含め、1,395人の参加がありました。7ページをご覧ください。(3)11月13日、えひめ国体において、優秀な成績を収められた町内在住の監督、選手に、いきいき砥部大賞並びにスポーツ優秀賞を授与しました。いきいき砥部大賞は、稲葉洋一さん、監督、空手道競技総合優勝。スポーツ優秀賞は、岡山竜太郎さん、新宅悠三さん、大西将生さん、白形優太さん、武智勇心さん、城戸慎也さん。それぞれの選手の成績は、ご覧のとおりでございます。社会教育課、(1)第76回愛媛県児童生徒発明工夫展に砥部町少年少女発明クラブから多数入賞いたしました。特賞、発明協会会長賞、宮内小学校5年、保井紅輝さん、宮内小学校4年、

二神碧生さん、強風でも飛ばされにくいテント、二人の共同作品でございます。特賞、毎日新聞松山支局長賞、宮内小学校6年、大崎愛莉さん、自動エサやりロボット。特賞、井関賞、砥部小学校6年、竹内龍成さん、溶けない氷、介護用でございます。優秀賞5人、努力賞3人。団体賞、砥部町少年少女発明クラブでございます。8ページをご覧ください。(2)芸術文化フェスタ、砥部陶街道文化まつり。11月4日、5日の2日間、中央公民館で、陶芸、絵画をはじめ各種作品1,054点の展示、教室生徒等によるバザーやお茶席、囲碁・将棋大会を行いました。また、文化会館において、11月12日に吟詠大会、11月25日、26日の2日間、みなくる芸能発表会を開催し、日頃の練習の成果を発表しました。(3)広田ふるさとフェスタ、砥部陶街道文化まつり。11月5日、ひろた交流センターで、郷土芸能、キャラクターショー、歌謡ショーなどの出し物のほか、景品付きもちまき、各種バザーを実施し、約3,500人の人出で賑わいました。(4)11月5日、文化会館で、ショパンビレッジフェスティバル in 砥部町を開催しました。屋外では、午前中からワールドキッチンで賑わい、午後からのコンサートでは、ほぼ満員のホールに、一流ピアニストが奏でるピアノの音色が響き渡りました。(5)11月12日、愛媛サイクリングの日に合わせ、町内を自転車で巡る、陶街道まるごとスタンプラリー自転車でGo!を開催しました。秋晴れのもと、中央公民館をスタート、ゴールとし、初級、中級、上級のモデルコースのほか、フリーコースに42人が参加しました。(6)11月13日、全日本居合道大会、都道府県対抗優勝試合、六段の部で優勝された乗松壮志さんにスポーツ優秀賞を授与しました。以上で、行政報告を終わります。

○議長(森永茂男) 以上で、行政報告を終わります。



日程第5 一般質問

○議長(森永茂男) 日程第5、一般質問を行います。質問は一問一答とし、質問時間は35分以内に制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いします。また、理事者におかれましては、議員の質問に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げ、議長の許可を受けてから発言してください。それでは質問を許します。16番三谷喜好君。

○16番(三谷喜好) 一般質問をさせていただきます。いつものことですが、歳を取りましても、やはりここへ立つと若干上がりますので、必要ない言葉が出ましても、どうぞ聞き上手な皆さんが、三谷はああいうことを言っているんだというふうにご理解をいただいたらと思っております。去年の選挙前に、もうこれが最後になるんだろうと思ってここに登壇いたしました。町長、すまんが、砥部焼伝産会館前の駐車場に雨避けをしてくださいと要望しましたら、早速していただきましてありがとうございました。あれは伊予鉄道がしたというふうに言われましたんで、それは違うよと。あれは砥部町がしたんだというふうにご理解をいただいております。まあ、そういうことも含めまして、これから3年間、残りの任期中一生懸命務めたいと思っておりますので、どうぞ老翁でございますが、よろしくご指導いただいたらと思っております。さて、一般質問の本題に入りますが、一つ目、我が町の遺跡発掘

調査の現状についてお尋ねをいたします。私たちの先祖は、約2万年前から砥部町に住みはじめたと言われております。約9千年前の縄文時代早期前半には、県内最古の住居跡が町内の土壇原で発見され、町内各地からは、それ以後、縄文時代早期後半から晩期の遺物が出土しております。また、弥生時代の遺跡発掘調査からは、大陸から伝わった稲作、青銅器・鉄器や弥生土器を中心とした弥生文化が、砥部町でも大きく開花した様子を窺い知ることができます。町内での遺跡発掘調査の現状について、教育長にお伺いいたします。一つ、広く町民に歴史ある砥部町を伝承するために、児童生徒や町民を対象にした考古学の出前教室を開催する考えはないか。二つ目に、文化庁に補助事業の申請を行ったうえで、埋蔵文化財の保護を図るために遺跡詳細分布調査を実施する考えはないか。また3点目に、出土品の整理・展示の現状と今後についてお尋ねをいたします。第2点、姉妹都市についてお伺いいたします。合併から10年が経過しましたが、本町でも、近隣も含めた自治体間の交流が少なくなっているように思います。国内の自治体間では、歴史的イベントや人物のつながりをもとに、姉妹都市関係を結ぶ事例があります。本町においても、砥部焼をはじめとする町の歴史資源を有効に活用するために、また、町史を次世代に継承するためにも歴史関係を過去に遡及し、砥部という名の由来や砥部焼の起源に関係する国内自治体との姉妹都市提携を考えてみてはと思いますが、町長のご所見をお尋ねいたします。以上、2点でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森永茂男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 三谷議員のご質問にお答えします。はじめに、我が町の遺跡発掘調査の現状についてのご質問ですが、私の後、教育長が答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。それでは、姉妹都市についてお答えします。近年、地域活性化を模索する動きの中で、歴史的な背景などを切り口に姉妹都市提携という一つの成果をもって、さらなる活性化につなげようとする動きがあります。姉妹都市提携において重要なことは、住民中心であって提携の目的が明確であること。そして、何よりも本町にとって利益がなければなりません。交流に関し、観光面においては、今年、砥部焼磁器創業240周年の節目の年ということで、様々な取り組みの一つに、アンテナショップ事業のイベントとして、千駄谷小学校において出張絵付けを行い、東京都渋谷区との観光物産交流を始めたところでございます。歴史的な分野に関しては、今後の課題ではございますが、温故知新という言葉があるように、砥部町の将来像を描くためには、砥部町の歴史を知ることが重要であり、その歴史を調査し研究することは大変意義のあることだと認識しております。そのため、今年度から学芸員資格のある職員を採用し、しっかりと砥部町の歴史を記録し、正しく住民に伝えるとともに、保存、伝承して行こうと考えております。行政の役割としては、機会を捉えて仕掛けることや住民と共に交流の輪を広げることなど、側面からの働きかけが大切です。様々な活動を通し、姉妹都市交流の機運が盛り上がってきたときに、姉妹都市提携について検討したいと思っております。以上で、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（森永茂男） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 三谷議員のご質問にお答えいたします。我が町の遺跡発掘調査の現

状についてのご質問ですが、まず1点目の、考古学の出前教室の開催についてですが、現在の取り組みといたしまして、小学校の遠足などで水満田古墳公園を探索する場合は、再現施設の高床式倉庫や竪穴住居の内部を公開し、学芸員による説明などは行っております。また中学校においては、発掘調査で出土した未整理物の洗浄・整理等による職場体験学習を行っているところです。出前教室の開催につきましては、今後、実施方法や学習内容など、学芸員と十分に研究してまいりたいと考えております。次に、2点目の遺跡詳細分布調査のご質問ですが、本町はこれまで国道33号線バイパスやとべ動物園、水満田古墳公園などの大規模開発にあたりましては、埋蔵文化財の記録、保存を目的に発掘調査が行われました。ご承知のとおり、現在は、埋蔵文化財の包蔵地に指定されていない地域における開発行為の場合につきましては、現地踏査や試掘などの事前調査は行っておりません。ただし、大規模な開発が予想される地域におきましては、ご紹介いただきました補助事業などを利用して埋蔵文化財の保護に努めてまいりたいと思います。最後に、3点目の出土品の整理・展示の現状と今後についてのご質問ですが、出土品の展示につきましては、中央公民館講堂下の展示室で展示を行っておりますが、ご承知のとおり、未だ整理ができていない出土品が多数ございます。先ほどの町長の答弁にもありまして、今年度から学芸員を1名採用しておりますので、今後は積極的に整理、展示を進めてまいりたいと考えております。以上で、三谷議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（森永茂男） 三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 今、お二人の方からご答弁をいただきました。まず、遺跡の分からお話をしたいと思います。私どもが申し上げております出前教室というのは、さっき教育長が言われたように、小学校で水満田へ遠足に行ったとか、そういうことはされておりますけれど、一般の人として、私も2年前にある方から言われて、砥部はいいですねと。本当にこういう文化の足跡が残ってる町ですねと。私自身知らんもんですから、ただ聞くだけじゃったんです。それでちょいところ、まあ、はいるごとしてみると、なるほど、砥部町というのは、こんなにね、古くから在った町なんか。それも、今日や昨日じゃないんだと。特に愛媛県で、教育長ご承知のとおり、文化財で、遺産、残つとるのは、東予と中予ですね。ここに多いんです。まあ、そういうことから、ぜひ町民の皆さんに、この砥部町の現状、生い立ちを知ってもらいたい。そういうことで、出前教室を提案したわけでございます。次に、文化庁の保護事業につきましては、遺跡詳細分布地図というのはですね、これはご承知のとおり、内子町は、遺跡が1件も出てなかったんです。ところがこの調査を申請して100件出ました。これぜひね、文化庁の方へ申請をして、そのあれをいただきたい。旧広田のエリアでは、そういうもんは出てませんが、これはかなり出る可能性もあるんですね。今やらなかったら、おいおい向こうとなると難しくなってくる。まあ、そういう点であえて提案したんですけど、どうかこれをですね、広く町民に理解してもらおうと、また、伝承するためにも、ぜひ申請していただきたいと思います。3点目の出土品の整理についてはですね、お恥ずかしい話ですが、広田の旧庁舎の中に、焼き物は、そのままキャリーに入れたままになってますね。それはもう整理してもらいたい。その3点、いっぺんに、一問一問でやりたかったんですけど申

上げました。ひとつお願いいたします。

○議長（森永茂男） 武智教育長。

○教育長（武智省三） ただいまの三谷議員さんのご質問にお答えいたします。三谷議員さんが先ほど言われたとおり、砥部町の広田地域も含めて、この地域は、人が生活し始めて、その豊かな自然を利用した縄文早期又は土器文化から、砥部川あるいは三坂川を中心にその河岸段丘を利用して、人々が住んだ、その遺跡、証拠がたくさん残っているということでございます。また、砥部町に住む人々にとって、自分たちの故郷が、どういう時代で人々が生活して、現在の私たちの生活になっているかということを知ることは、本当にこう、大切な学習、あるいは故郷を思う人たちの知る場所ではないかと思っております。それで、三谷議員さんが、ご質問にありましたように、砥部地域は、東中南予を比較して、松山の道後平野にかかるこの三坂川あるいは砥部川周辺は、本当にこう、縄文、弥生、古墳文化の時代に多くの人たちが住んで、たくさんの遺品あるいは文化遺産が残っております。その文化遺産を発掘して、現在の人々に知らせるということは、本当に大事なことでないかと考えております。そこで現在、埋蔵された文化財につきましては、大きな事業があるときに、今ご質問ありました開発事業、砥部町でありましたら国道33号線のバイパスの開発時期、昭和40年代頃からとべ動物園あるいは運動公園、また、そういった大規模開発の折に調査して出土した埋蔵の文化財がほとんど保存、そのときに出土したものについては、可能な限り保存しておくわけですが、その調査がまだしっかり整理できておりません。これについては、今後努力をして、多くの遺産が住民の方あるいは多くの人に知らせる資料として、整理してまいりたいと考えております。特に、現在は、埋蔵包蔵地域として指定をしておるところが75か所ということが資料として出ておるわけですが、それ以外にもたくさん埋蔵されている遺跡があるように思っております。こういった面も、他の市町村が、国あるいは県に申請をして、開発していこうという取り組みが進んでおります中で、砥部町におきましても、そういった補助事業を利用して、その研究あるいは遺構の発掘に取り組んでまいりたいと思っております。それから、お答えが、順序が前後いたしますが、町民からの出前教室につきましては、子どもたちにつきましては、学年の計画で本年度から取り組んで、徐々にであります但し取り組んでおります。町民の方への出前あるいは砥部の遺産、そういったものの啓発なり講座は、町民のニーズに合わせて、また、担当課のアイデアも取り入れて進めてまいりたいと思っております。特に砥部町では、愛媛考古学研究所のすばらしい先生がおられますし、そういう先生のご意見を聞きながら、町民へのそういう啓発の学習会を検討してまいりたいと思っております。それから3点目の出土品の整理でありますけれども、広田地区も含めて、合併以来、整理というものがまだ、10年超えて、12年経っておりますけれども、合併の契機として、広田地区、砥部地区のそういった文化財の整理につきましては、積極的に取り組んでまいりたいと思っております。特に未整理あるいは町民に触れない資産がたくさんありますので、その展示品の方法についても検討を進めてまいりたいと思っております。以上で、三谷議員さんのご質問にお答えいたします。

○議長（森永茂男） 三谷喜好君。

○16 番 (三谷喜好) 今、教育長ご答弁いただきましたが、ご案内のように砥部町は考古学の先生がいらっしゃる。本当に、よその町村から比べて立派な先生がいらっしゃるんですね。やっぱり、こういう先生のご意見も聞きながら、出前教室ちゅうのは、老人会でやってもどこでやってもね、これ興味があることやと思いますので、ぜひ実現をしていただきたいと思います。というのは、九州の国立博物館の三輪先生がね、こういうことを言っているんですね。こういう考古学は学校よりも面白く、教科書よりも分かりやすい。これをテーマでやっていくのが考古学だと言われておりますので、やはりそこら辺りも十分ご理解をいただきたいと思います。そして、先程申しました文化財の補助事業の中で、実は、これは公開されておりますから、北川毛の川毛というのがやはり今後調査していくうえで、大きなあれを出してくるんであろうと言われておりますね。そこの、皆川さんの家に、これ本に出てとるから、これ固有名詞出しますけれど、置いておる石造、石物ですね。あれは、砥部町では、鎌倉からそれ以前の焼き物だと言われておりますけれど、これは場合によったら、焼き物であったならば、先生は焼き物だと言うて主張しておるんですけれど、やっぱり、なんかあてんといかんのでしょうか。それがためにこういう調査が必要になるんですけれどが。そうすると、焼き物の歴史が根本的に変わってくるんですね。かなりさかのぼってくる。場合によっては、日本一古い焼き物の産地が指定されるかも分からない。だからこういう調査をぜひやってくださいと、こう言うのとるわけでございます。そして、もう一つは先ほど言いました、せっかく出土したものをそこへ置いとくことは、展示する場所も今後、中央公民館を改造するうえにおいても考えていただきたい。これがやっぱり古いことを知ることによって、地域創生ができるんだと私は思っております。そこで、今の歴史の中で、承平年間に倭名類聚抄という記録がございます。これは名前からしても恐らく日本人じゃない、やっぱりあちらの渡来人じゃと思いますが、この人が伊予の浮穴郡について、井門、拝志、荏原、出部、とこういうふうに書いております。今から 1400 年前ですね。出部というのは、これだけ分かん。あとは、井門にしても、拝志、荏原にしても分かりますが、この出部ちゅうところは分からないけれど、どうもこの出部ちゅうのは、いんべというんですね。出部というのは、このこういう字を書くらしいんですね。出部とは大陸から来た渡来人が、須恵器を呼ぶときに出部と呼んでいたそうです。そして次に、この出部がすえうつわ、これ陶器と書いておりますけれど、陶器とは、こういうその、焼き物を作る人を差したそうです。これ文章に出ておりますんでね、すえうつわ。そして、次の姉妹都市に関係しますけれど、この陶部、すえべと言うんですね。このすえべを音読すると、とべとなるんですね。だから本当の砥部は、砥石の砥部ではなくて、この陶部じゃなかと、これは先生の意見ですから、私が意見ではないですが、そういうふうに使われておる先生もいらっしゃいます。そういう、たんたんとな変わって、須恵器から陶器、磁器に変わっていく歴史いうものは、かなり砥部にはね、大きな材料が残つとると思います。まあ、余談ですけど、砥部の例の子持高杯、あれは国立博物館に今置いてますよね。これも余談ですけど、来年の 2 月 18 日まで国立博物館で、インカ帝国の 1 万 5 千年の、500 年の間に、いわゆる、スペインに壊されたんですね。このインカ帝国のそのあれが 18 日までありますから、見てみたいと思うが、そのときにその杯も見てみたい。

まあ、そんなことで砥部焼の歴史というものはかなり古いんです。私もそれ教えられて初めて知ったことなんで、今後もそういうこと参考にしてくださいね、砥部町には、まだまだ古いものがあるんだということをご理解をさせていただきたいと思います。それで、さっきの町長、今度は姉妹都市の問題でございますが、ご案内のとおり、砥部焼の現状を振り返ってみて、今のような歴史もございます。そして、1771年に、いわゆる門田金治、杉野丈助に砥部焼を、焼き物をしなさいやということをお大洲藩から言われたんですね。そのときに技術がないもんじゃけん磁器が焼けない。焼けないので、いわゆる久米さん、本名が久米。和泉屋さんが砥石を注文して、砥石の取り引きしよったんですね。その砥石やから、天草で砥石の層から焼き物ができると言うて、天草から7人、そういう陶工を連れて来たということなんですね。これは、藩としては脱藩行為で犯罪ですね。技術持って出るということは。それが砥部に来て、その人の教えで磁器が焼けた。ところが今度は追っ手が来たんですね。その追っ手が来たんは、どうしてそういうあれが分かったかいうたら、砥部で焼いたそのもんが大阪で売りよって、大阪で、この商品は、作るのはうちの人間しかおらんいうので、はるばる追っ手が砥部まで来たんですよ。ほいで、どうも追っ手が来たよだからちゅうて、各庄屋へ預けたりしたんです。歴史の中で、町長とこの実家の方でもそういうのを預かったりしたはずなんです。しかし、最後は捕獲されたんですね。捕獲して連れて帰られた。その後、残念なことに打ち首にされたんですね。これはもう歴史に残った事実なんです。やはり、そういうふうな砥部焼というものが、そういう古い歴史の中にあるということは、今後、その先輩に手を合わせるということももちろんですけど、やっぱりプラスして、一つの提案として、長与町辺りもその範囲に入れていただいて、今後、検討していただければ幸せだと思っております。以上。

○議長（森永茂男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまの三谷議員さんのご質問にお答えをしたいというふうに思っております。先ほどの考古学の話も含めまして、今、砥部町では、240年というのは磁器になっての240年、まあ1771年ということでございますけれども、陶器の時代というのは、先ほどの北川毛窯につきましても、かなり歴史が古い。須恵器の時代から含めると砥部町は古いというふうなことで、磁器だけでなく、過去のことも十分に検討したいというふうに思っております。それと、天草から来たという、先ほどもお話がございましたけれど、砥部の文献を読みますと、最後は、鶴ノ崎の和田家でかくまっておったのが捕まったというふうに載っておりますので、私も個人的にはつながりの深いところでございまして、そのことについては、十分興味があることとございますので、長与町というお話が出ましたけれども、そういったことにつきましても、十分検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（森永茂男） 三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 前向きなご答弁いただきました。やっぱり町長、この姉妹都市というのはことやってもね、決して町民の皆さんからは、批判はあつたりもしないし、当然、理解されると思います。今のように、議会ですから、あんまり細かいことは言いませんけれども、どうも捕獲された後は、最後は気の毒な状態であった。そういうことも含めて、やっぱり理

解していかなければいけないと思います。まあ、できれば今任期中に姉妹都市提携ができることを要望しておきます。そして、最後にもう一つ、教育長、例のね、出前教室はね、老人クラブでもどこでもできることです。お金もいることじゃないんです。どうか、我が砥部町のこの古さをね、町民に知っていただく努力をしてください。社会教育課長、要望しときますよ。いろいろと申しましたが、以上で、一般質問を終わります。ご答弁ありがとうございました。

○議長（森永茂男） 三谷喜好君の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は10時40分の予定です。

午前10時23分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（森永茂男） それでは再開します。一般質問を続けます。5番菊池伸二君。

○5番（菊池伸二） 5番菊池伸二でございます。議長の許可を得ましたので一般質問、第2問について質問させていただきます。まず1、肝炎対策について。B型肝炎及びC型肝炎は、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変や肝がんに行進するおそれがあることから、肝炎ウイルス陽性者を早期に発見し、早期の治療に結びつけることが重要です。国は昨年、肝炎対策の推進に関する基本的な指針を改正し、肝炎の検査体制の強化と陽性者への受診促進の強化を推し進めています。現在、C型肝炎は治せる時代になっていることから、広く町民の皆様に肝炎検査を受けていただき、また、陽性者には治療に進んでいただくことが重要ではないかと考えます。本町においても国の指針に基づき、肝炎から肝硬変や肝がんへの移行者を減らすために肝炎ウイルス検査を実施していますが、肝炎ウイルス陽性者の早期発見及び肝炎重症化予防策について、町長にお伺いいたします。

続いて質問2、成年後見制度の利用促進についてお伺いいたします。成年後見制度は平成12年に創設された制度で、認知症、知的障害及び精神障がい等によって判断能力が十分でない方が不利益を受けないようにするために、その方を援助する人を家庭裁判所が選任し、法律面や生活面で支援する制度でございます。少子高齢化が急速に進む中、認知症高齢者の増加に伴い、成年後見制度の利用者数は年々増加しており、平成28年度末時点における全国の利用者数は約20万人となっているようです。しかしながら、制度の利用対象となり得る認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者が900万人と比べると、成年後見制度の利用が進んでいるとは言い難い状況でございます。今後も認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性がますます高まっていくことが考えられます。このような状況の中、平成28年4月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が成立し、平成29年3月には、成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、市町村においても、成年後見制度の利用の促進についての基本計画を策定す

ることが求められております。本町では、これまでも成年後見制度利用の支援事業など、制度の利用に対する支援を実施してまいりましたが、その実績はあまりないと聞いております。成年後見制度の利用を必要とする方が制度を適切に利用できるよう、さらなる普及啓発を進めるとともに、弁護士や司法書士だけではなく、多様な後見人を確保できるよう家庭裁判所や各専門職団体との連携を強化すべきであると考えますが、成年後見制度の利用の促進について、現在どのような課題認識を持ち、今後取り組んでいくのか、また、法律や国の基本計画を受け、いつまでに町としての基本計画を策定する考えなのか、町長にお伺いいたします。以上、2質問よろしくお願ひいたします。

○議長（森永茂男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 菊池議員のご質問にお答えします。はじめに、肝炎対策についてのご質問ですが、肝炎ウイルスは感染した後、自覚症状がないまま慢性肝炎や肝硬変、肝がんへと重症化する恐れがあることから、早期発見と早期治療が重要であることは十分に認識しております。そこで、40歳以上の方で過去に一度も検査を受けたことがない方を対象に集団検診を実施するとともに、41歳から71歳までで、5歳刻みの節目年齢に達した方に肝炎ウイルス検査が無料で受診できる事業を実施するなど、早期発見に努めております。さらに、検診の受診率を上げることが感染の早期発見につながりますので、健診の申し込み方法にコールセンター方式の導入や検診の日時を予約できる完全予約制を導入するなど、利便性や受診環境の改善に取り組んでいるところでございます。検診で陽性と判定された方に対しましては、県が精密検査や治療を支援する事業を実施しておりますので、この事業を利用して医療機関を受診されるよう検診結果の通知と併せて案内をしております。今後も引き続き集団検診を実施し、陽性者の早期発見に努めるとともに早期かつ適切な肝炎医療の受診につながるよう、関係機関と連携しながら重症化予防策の推進に努めてまいります。次に、成年後見制度の利用促進についてのご質問ですが、松山家庭裁判所からの報告によりますと、本年7月末の本町の成年後見制度利用者は25人となっております。高齢化の進行や知的障がい者及び精神障がい者の増加、家族体系の変化によって、今後ますます利用者が増加することはご承知のとおりであり、相談や支援体制を充実させていくことが必要であると感じております。今後は、住民向けの勉強会などを開催するなど、啓発活動を推進していくとともに各種専門機関との意見交換を重ねながら、連携を強化してまいりたいと考えております。成年後見制度利用促進基本計画の策定につきましては、国の工程表に基づき、平成33年度を目処に策定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上で、菊池議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（森永茂男） 5番菊池伸二君。

○5番（菊池伸二） ご答弁ありがとうございます。また、B型肝炎に対しても、やはり、自分の自覚症状がないということで、実際にウイルス患者も、まあ隣にいても分からないというような状態でおられると思います。また、町としてもこのように、いろいろ検診もされているということで、安心はしておるんですけども、確か、今の個人情報の問題ですけども、言える程度でいいんですけども、大体こういう肝炎患者というのは、実際、言える

人数というのは、今、砥部町にですけれどもあるんですか。何人とかいうのは大体。

○議長（森永茂男） 松下保険健康課長。

○保険健康課長（松下寛志） ただいまの菊池議員さんのご質問にお答えをいたします。今、B型肝炎の患者さんがどれだけおられるかということですが、その数については把握はしておりませんが、毎年、陽性者として挙がってこられる方は、1名あるかないかというような状況でございます。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（森永茂男） 菊池伸二君。

○5番（菊池伸二） ありがとうございます。この肝炎についても、今後とも、やはり検診が一番だと思っておりますので、町としても、あと、広報活動も利用しまして、砥部町の町民に隅々まで広げていただくよう要望しておきます。次に、成年後見制度の利用でございますけれども、このあいだ調べていただいたんですけれども、砥部町には、今のところいないという結果が出とるようすけれども、やはり、今後、これから歳を取るにつれて、団塊の世代が迎える時代といたしましても、やはり重要になってくるんじゃないかと思っております。先ほど町長が、お伺いしましたけれども、後見利用制度は、これからますます重要になってくるんじゃないかと思っております。ただ、私らの支援者に対してでも、実際、後見制度なんですけれども、どのようにしたらいいんやろかということで問い合わせも多数あります。だから私としても今回一般質問させていただいたのは、調べる中、ちょっとよく、難しいということで一般質問させていただいたんですけれども、まあ、今後とも増える状態にあり、これも同じように広報活動するべきやと思うんですけれども、町長いかがでしょうか。

○議長（森永茂男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 今の再質問でございますけれども、菊池議員さん、私の方から利用者がゼロというふうに聞いたというふうに言うておりましたが、現在、本町の成年後見人の利用者は25人というふうに、利用者はおいでというふうにご理解をいただいたらというふうに思っておりますし、もちろん、これからも利用者が増えるというか、そういった点につきましては、後見制度というのは、もともと年少者といいますか、未成年者に対する制度でありましたけれども、現在は認知症とか、そういった人の必要性が随分高まっておりますので、先ほどお答えをさせていただきましたように、基本計画も策定して、十分に利用促進にいたしますか、つなげていきたいというふうに考えております。

○議長（森永茂男） 菊池伸二君。

○5番（菊池伸二） すいません。ちょっと風邪ひいて興奮しておりますので、数字を聞き取れなかったことは、訂正してお詫びいたします。今後とも、この利用促進については、やはり砥部町といたしましても、本当に僕ら、後5年、団塊の世代ということで、75歳以上かなり増えてくると全国でも聞いておりますので、今後とも、ぜひ町長には後見制度についても、国民の、町民の皆様にも周知徹底していただけるようによろしく願いいたします。以上で、一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（森永茂男） 菊池伸二君の質問を終わります。6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 6番佐々木隆雄です。質問に入る前に、今日の行政報告をお聞きし

まして、本当に台風から始まり、国体、様々なイベント、そして突然の衆議院選挙があったというふうなこともありまして、本当に町長以下、町の職員の皆さんも大変な秋だったなというふうに痛感しました。そのことをですね、まず最初に、本当に皆さんご苦勞様でしたというふうに言わせていただきたいと思います。それでは一般質問の方に入ります。今回は3点ございます。まず1点目は、中小零細企業振興基本条例の策定をというテーマでございます。町内に立地する事業所の多くは、中小零細企業、以下、中小企業というふうに省略させていただきます。です。中小企業は、それぞれの業種において町の経済を支え、まちづくりや雇用の確保、災害時の助け合いなど、町民生活の向上に貢献し、町の発展に大きく寄与してきました。しかし、中小企業を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少、グローバル経済の進展に伴う競争の激化等により、極めて厳しい状況に直面しております。そういった状況の中で、国においては、平成25年に小規模企業活性化法、平成26年には小規模企業振興基本法及び商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律が施行されました。日本の経済、雇用の担い手である中小企業が衰退すると日本の地方が喪失していくということになってしまいます。地方自治体の責任において、そのようなことにならないために宣言するのが中小企業振興基本条例です。国の方針を受け各地方自治体で、この条例制定が進んでいるようです。砥部町でも中小零細企業振興基本条例を制定してはいかがでしょうか。町長のご所見をお伺いいたします。2点目は、空き家、耕作放棄地などの問題解決を国のほうに申し入れをしてほしいという中身でございます。空き家、耕作放棄地、山林などの相続人や登記人不明で手を付けられないといった問題が、全国的にも大きくなっています。町では対応できないことがあります。国が早期に法改正なども含めた具体策を提示することが急務だと思われまます。町としてどのような対応を考えているのでしょうか。町長にお尋ねします。3点目は、えひめ国体や障がい者スポーツ大会の効果がどうだったんだろうか。さらに、こういう機会を今後どのように活用されるんだろうかという点についてでございます。えひめ国体、障がい者スポーツ大会により、砥部町にたくさんの方が来訪しましたが、開催までの事業なども含めた経済効果がどれくらいあったんだろうか、関係者からの聞き取りなどはされたんでしょうか。また、今後、今回のような機会をどのように活用していくのか、町長のお考えをお聞かせください。以上3点です。

○議長（森永茂男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 佐々木議員のご質問にお答えします。はじめに、中小零細企業振興基本条例の策定についてのご質問ですが、中小零細企業振興基本条例の制定の趣旨については、行政、商工団体、地域が商工業等の振興のためにそれぞれの立場での役割を宣言するものと承知をしております。現在、商工会及び商工事業者に対し、交付金や利子補給等を通じた支援や近隣市町との連携による創業支援、販路開拓支援等を実施し、中小企業の振興を図っております。条例の制定につきましては、県内の先進自治体における条例制定に至るまでの背景、効果、課題等、具体的な情報収集や検証が必要であるため、今後の研究課題とさせていただきます。次に、空き家、耕作放棄地などの問題解決国へ申し入れをとのご質問ですが、ご承知のとおり、我が国は、超高齢化、人口減少社会に移行し、全国的に空き家

や耕作放棄地が増加するとともに、不動産登記の所有者が長年変更されずに所有者不明となっている土地の問題が深刻化しております。自治体によっては、所有者の特定ができず、公共事業のための買収や固定資産税の徴収などに支障をきたしているところもあるようです。国におきましては、この所有者不明土地問題の解消に向け、登記制度や土地所有権のあり方など、関係省庁が一体となって研究、検討を行なっております。本町といたしましては、国の動向を静観し、制度改正等が行われた場合には、迅速に対応してまいりたいと考えております。次に、えひめ国体・障がい者スポーツ大会の効果や今後の活用についてのご質問ですが、本町で開催いたしましたえひめ国体のバドミントン競技会では、選手、監督、役員など大会関係者及び観覧者は、4日間で延べ1万4,258人で、えひめ大会のグランドソフトボール競技会では、2日間で延べ1,395人の参加がありました。昨年度、いよぎん地域経済センターが、競技関係者やボランティア、観覧者など、延べ70万人が、両大会に参加した場合の経済波及効果は、607億1,800万円との推計を発表しております。本町独自の調査は行っておりませんが、関係者が町内の宿泊施設に宿泊したり会場内に出店された業者の皆様からは、売り上げが非常に良かったと聞いておりますし、町産品の売り上げ増加や公共交通機関などの利用を通じ、大きな経済効果があったものと考えております。本町の大会開催方針でありました、お接待の気持ちで心温まる大会、砥部町の魅力を発信する大会、そして、砥部町らしいおもてなしによって、もう一度砥部町へ行ってみたいと思っただけの大会であったものと自負しております。えひめ国体を一過性のイベントに終わらせないためにも、今後は、バドミントン競技をふるさとスポーツとして定着させ、バドミントンの盛んな町を目指し、さらに普及活動を展開してまいりたいと考えております。2020年には、東京オリンピックも開催されます。今日の愛媛新聞にも紹介をされておりましたけれども、愛媛県と砥部町でバドミントン競技の事前合宿場の誘致を目指しておりますので、県とともに誘致事業を展開してまいりたいと考えております。また、障がい者スポーツにおきましても、今回のえひめ大会をきっかけに、障がい者スポーツへの理解が広がったものと考えており、障がい者スポーツを通じた社会参加をより一層促進してまいりたいと考えております。以上で、佐々木議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（森永茂男） 佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） まず、中小零細企業振興基本条例の件でございますが、今、町長が言われたように、いろんな総合的な視点でない、ただ単に条例を作るということではないんだというふうなことだとか、それに至る経過についても大変だというふうなことも申されました。私も中小企業同友会というところへ、この質問をするにあたり訪問して、いくつかお聞きしてきました。少し紹介させていただきます。県内では、東温市が平成25年3月に東温市中小零細企業振興基本条例を制定いたしました。東温市ではですね、2011年、平成23年に、この同友会と、それから愛媛大学とが一緒になって、企業の実態調査を行ったそうです。それをベースに条例ができたというふうに聞きました。特にここでは零細という文言が入っているんですけども、東温市では、正社員が20人未満の小規模事業所が大半を占め、砥部も当然こうなろうかと思いますが、アンケートとかですね、実際に訪問している中で、

中小企業だけだと、自分たちは零細だから入らないというふうな声がたくさんあったと、関係ないんじゃないかというふうに思ってしまうというふうなことで、あえて零細という言葉を入れたそうです。松山市では、平成26年の4月から、ここは松山市中小企業振興基本条例というふうに名前を付けておりますが、施行されました。この松山市の文章も見てみましたら、条例は、中小企業の振興に対する市の取組み指標を明確にした理念条例であります。単に、中小企業に対する救済策を規定したものではありません。ここが非常に大事なんだというふうに言っていました。救済のための条例ではないんだというふうなことでございました。中小企業を地域を支え市民生活を向上させるエンジンと捉え、社会的責任を自覚し、経営に意欲のある中小企業を増やすことを目的としています。そして中小企業だけでなく、行政、中小企業関係団体、大企業、金融機関、学校、そして、市民の一人ひとりに中小企業振興の推進について理解と協力を求めておりました。条例には九つの基本方針がありまして、新たな事業活動の支援等々、さっき言いましたように九つあります。例えばですね、学校の教育関係との連携なんていうのもあります。砥部町でも、砥部中学校でですね、職場体験というのがありますが、これはもっと、教育機関単独のことではなくて、中小企業の基本条例に基づいて、関係するところが具体的な話し合いをして、それを実践するというふうなことで、非常に教育的にもよりプラスになっているというふうなことをお聞きしました。東温市も中身はほとんど同じような文章になっておりました。両市とも、中小企業同友会や大学と、さっき言いましたように、協力しての様々な研究や検討を重ねてきたようでございます。砥部町でも、今、次の総合計画を作るというふうなことで準備をしておりますが、ぜひとも、この中小零細企業振興基本条例を策定して、そういう計画のなかにも活かしていけるようにしていきたいというふうに思います。特に、地域経済の活性化だとか、今後、間違いなく人口減だというふうなことも言われております。やはり、人口減の一つの要素としては、例えば働く場所がないとかいうこともあろうかと思えます。この条例を形のあるものにしていくために、ぜひとも、この取り組みを町長の方からですね、関係機関、各団体等に、一緒にやりませんかというふうな声を掛けていただくことが重要ではないかと思えます。そのような、町長いかがでしょうか。

○議長（森永茂男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 佐々木議員さんの再質問でございますけれども、わたくしも、中小零細企業を救済するといいますか、伸ばしていくということについては大賛成でございますし、現在も砥部町で活動していただいております商工会を中心にした中小企業のみなさま方が、今後もますます砥部町のために寄与していただきたいというふうに思っておりますので、このことにつきましては、先ほど言いましたように、これをすることに反対する中小企業者はいないというふうにも考えておりますので、十分検討してまいりたいというふうに思っておりますし、町内での消費拡大というのは当然でございますし、古くには、たばこを町内で買いましょうとかいうふうなお話もありましたように、町内で買えるものは町内で買っていただきたいし、いろんなそういった意味で、例えば砥部焼で食事をしましょうとか、そういった身近な内容の基本条例ではないかなというふうにも思っておりますので、先ほども申しま

したように、十分検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（森永茂男） 佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 最初にも言いましたようにですね、今、各地で、どうやってこの人口減少や地域での経済の活性化を図ろうかということで様々な取組もされておりますが、やはり町一体となってですね、こういう条例を作り、みんなでより活性化させるような方向に進んでいけばいいかなと思います。ぜひ進めていただきたいと思います。2点目のところの空き家、耕作放棄地等とはですね、たまたまこの最近、報道が続いてされております。町長の答弁の中にもございました。砥部町単独では、なかなか難しい面があるというのはさっきも言いましたように私も理解はしております。とにかく、どうしようもないなというふうなことでですね、国も早くせんといかんというふうなことで、具体的な方策が出されてくるようでございますので、それに期待をしたいと思います。3点目のえひめ国体のところでですね、なかなか砥部町内での経済効果がどうかというのは、十分に把握はされていないということなんですが、私もこれはなかなか難しいなとは思いますが、例えばですね、こんなことで見てみたらと思うんですが、武道場を新しく作りました。それから体育館を改装をいたしました。それから期間中はプレハブを建てたりしました。そういうふうなことでですね、設備などのかかった費用、それと、例えば、そのうち砥部町の事業者がどれぐらい工事請負金額としてあったのかとかいうふうなことは担当課のほうでは分かりませんか。

○議長（森永茂男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 今の質問でございますけれども、武道場もこれは国体に直接というわけではないですけれども、武道場、また、体育館についての設備、こういったものについては十分に費用はかかっておりますので、そういったところが経済効果がどうかというのは疑問なところはありますけれども、それが町内の方がどれだけ請負によってどうだったかというような質問かと思っておりますけれども、具体的な、武道場でありますとか体育館の費用というのは、担当のところで調べればすぐ分かりますけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

○6番（佐々木隆雄） はい。

○議長（森永茂男） 西松国体推進課長。

○国体推進課（西松伸一） 佐々木議員さんのご質問にお答えをいたします。今、手持ちでは資料を持っておりません。きちんとした個別の資料はあるですけれども、今、手持ちで持っていないので後から報告させていただいたんでよろしいでしょうか。それと余談ですけれども、経済効果で調べておりますのが、砥部町の3施設に国体期間中に355人が宿泊をされた。これは報道員とか、砥部町の競技だけではございませんけれど、他の競技の視察員とかも含めて355人が宿泊されたということでございます。仮設費につきましてですけれども、金額は分かるんですけれども、これは業者委託でしてまして、個別発注ではございませんので、その辺りがどこまでと砥部町の業者が関わったかというのは、そこまでは把握はしてございません。

○議長（森永茂男） 佐々木隆雄君。細かい数字を出してもらったほうが質問を続けやすいんなら出してもらいますがどうしますか。

○6番（佐々木隆雄） 構いません。ただ、調べていただいて、後日、報告はお願いしたいなと思います。続いてよろしいですか。

○議長（森永茂男） はい。佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） もともと国民体育大会というのは、戦後の経済復興のためにですね、それぞれ大きな事業をやる中で、その地域が活性化するんだというふうなことが目的でされたというふうなことも聞いております。そういう意味では、せっかく砥部町、というか愛媛県で主催し、そして砥部町でもいろんな取組がされたというふうなことでですね、やっぱり、一定こう砥部町も潤いがありましたよというようなことを町民の皆さんにもお知らせをできればいいんじゃないかというふうなことでの質問ですので、そのようにご理解いただければと思います。あともう一つ、ゆとり公園の体育館のことなんですけども、期間中は客席を増設したりしてたくさんの人に来ていただいたりしたんですが、せっかく大きな大会が開ける施設になったんですから、今後、大きな大会を誘致するだとかいうふうなことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（森永茂男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 先ほどもお話をさせていただきましたけれども、バドミントンが競技でございまして、今日も言いましたように、2020年の東京オリンピックのマレーシアを練習会場に誘致するという、これは実現するかどうか分かりませんが、今、愛媛県と取り組んでおるというふうなことで、こういったことが実現すれば相当な経済効果もありますし、砥部町の宣伝にもなるというふうなことで、今回の国体にいたしましては、やはり県の方針で、20市町で全ての種目で国体をやろうというふうなことで、本当に機運の醸成につながったのではないかと、そういうふうなことで、それぞれの市町で取り組んだというふうなことで、住民の皆様方には、国体が身近に感じられたのではないかと、そういうふうに思っておりますので、先ほど、佐々木議員さんにご質問をされたような趣旨に則った大会ではなかったのかというふうには私は思っております。

○議長（森永茂男） 佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） もう一つ、私が先ほど聞いた中身は、せっかくよくなった体育館の活用が拡大されるのかどうか、その辺りについてはどういうふうにかえたらよろしいでしょうか。

○議長（森永茂男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） この問題については、また、いろんなスポーツの誘致というふうなことになろうかと思っておりますので、どういった大会をよんでできるかというのは、特にバドミントンあたりにつきましては、ノウハウができておりますから、また全国的な大会が砥部町で行っていただけるか。私が個人的に思っておるのは、体育館で相撲あたりもしてみたいと思っておりますし、これは個人的に思っているだけでございまして、別にあれですけれども、いずれにいたしましても、町民の皆様方がトップアスリートに触れられるような大会を誘致

するというのも一つの大事なことだというふうに思っておりますし、県もスポーツ立県を目指していくというふうにも言っていますので、砥部町もこれを機会に、体育館など、その他の施設も利用してのスポーツの町につなげていければというふうには考えております。以上です。

○議長（森永茂男） 佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 今回の議会の中で、条例が出てきてですね、国体推進課は無くなるというふうなことなんですけれども、今、町長が言われたことは、どこの課に引き継がれるのかまだ定かではないんですが、いずれにしても、積極的にそういう取り組みを進めて行っていただいて、砥部を元気に、みんなですていければいいなというふうに思います。以上で、質問を終わります。

○議長（森永茂男） 佐々木隆雄君の質問を終わります。3番原田公夫君。

○3番（原田公夫） 3番原田公夫でございます。久しぶりにこちらから見る風景、檀上に立ちましたので、若干緊張しておりますがよろしく願いいたします。それでは、2項目について質問をさせていただきます。まず1点目が、中学校教員の長時間労働解消に向けた取組について。2点目が、財政運営の見通しについてでございます。まず1点目の、中学校教員の長時間労働解消に向けた取組についてでございますが、本年4月末に公表された文部科学省による教員の長時間勤務の実態調査によりますと、10年前の調査と比べ労働時間がさらに増加し、小学校の約3割、中学校の約6割が過労死ラインに達しているという結果となっております。労働基準法に基づきますと、週40時間ではありますが、過労死ラインの目安が、おおむね月80時間超といわれておりますので、週20時間以上の時間外労働をしていることとなります。本町の教諭に当てはまるかどうかは分かりませんが、その原因は、学習指導要領改訂で増えた授業時間や部活動・クラブ活動にかかる時間の増加が勤務時間を押し上げているというふうに言われております。そのことによりまして文部科学省は、中央教育審議会が長時間労働の改善策の検討を求めて、公立小中学校の教職員定数の増加など、2018年度概算要求で解決策を重点に挙げております。また、中央教育審議会の特別部会では、8月末に校長や教育委員会が、学校現場での働き方改革について取り組むべき具体策をまとめ、文部科学省に提出しているところでございます。その提言の内容でございますが、学校が勤務時間をきちんと管理する。夜間の問い合わせに対する留守番電話の対応。長期休暇では学校閉庁日を設けること。中学校の部活については、休養日や適切な活動時間を設定するほか、外部の部活動指導員を活用するよう求めているところでございます。また、部活の休養日をめぐり内容につきましては、本年1月に国から都道府県教委に設定を指導。県教委は、市町教委や県立学校に週1回以上の設定を求める文章を出しているところでございます。そのことを受けて、4月には大洲市教育委員会が、市内9中学校に休養日の統一ルールを定め、通知をしているところでございます。その内容は、教職員が研修に集中できるよう毎週水曜日は原則休養日、1か月の土日祝日のうち2日以上休養日を設ける、できない場合は他の曜日に必ず確保する、夏休みなどの長期休業中はまとまった休養日を設ける、期間中の土日は原則休養日という一歩踏み込んだ内容となっております。外部の部活指導員については、教員

の負担の軽減ということから、国は学校外の競技経験者らを活用する部活動指導員の普及を進めているところであり、県の教育委員会でもモデル事業を8月下旬から実施しているところでございます。さらに県では、平成20年度から外部指導員の派遣制度を実施しておりまして、多い年には公立中学校の約半数に計100人以上を派遣しております。この事業は、昨年の平成28年度で廃止され、独自の制度がある松山市を除き各市町は無償ボランティアに頼る現状であるといわれております。学校関係者からは、部活動指導員の担い手や財源確保に懸念の声が上がっているというところがございます。そこで、以下の項目について、教育長にお伺いしたいと思います。まず1点目で、中央教育審議会特別委員会では、情報通信技術やタイムカードの導入で勤務時間の管理を求める提言をしていますが、本町の教諭の勤務時間管理体制の現況はどのようになっているのか。次に、部活動の休養日はどのように設定しているのか。次に、中学校の教員は競技経験に関係なく部活動の顧問を担う場合が多く、県内で運動部を担当する教員のうち半数近くが競技経験が無いという実態がありますが、本町では指導に必要な知識や技術が無い教員が、顧問や指導員になっている部はあるのか。次に、専門的な人を求める学校は従来から外部指導員を活用しているようでございますが、本町では部活動指導員の外部人材活用はあるのか。次に、生徒は全員文化部か運動部のいずれかに入部しているのか。次に、サッカー部は、地域にクラブチームが二つあることから現在は無くなっていますが、同様の例は他にないのか。次に、少子化による部活動の減少の見通しは。次に、今後の部活動の在り方について、地域との連携や役割分担により、持続可能な運営体制が整えられるようにすべきではないか。以上8項目についてお伺いします。次に、2点目の財政運営の見通しについてでございますが、現在、本町は健全財政を堅持しておりますが、国においては多額の借金を抱え危機的な状況にあると言われております。2015年末の国と地方の借金は、合わせて1,262兆円にのぼり、国民一人当たり約1千万円に相当し、世界一となっております。国の借金残高は国家予算の10倍を上回り、なお膨張しており、少子高齢化が進む中、借金を返すための借金をしている状況にあるのではないかと考えております。本町も国と同様に町債残高が増加しているものの年間予算程度であるため、深刻さは国ほどではないと思われまます。そういった財政状況の中、景気回復による地方税収の増加で、地方交付税が6年連続で減額が避けられない見通しと言われております。さらに自治体の貯金に当たる基金残高が増加していることから、交付税は減らせるとの見方もあります。本町においては、交付税が一番大きな財源であります。歳出改革が課題である中、社会保障では、団塊の世代のすべての人が75歳以上となる2025年問題への対応など厳しいものがあります。また、3月に策定された公共施設等総合管理計画では、今後も財政改善に向けた方策を何も取らなかった場合、収支バランスが崩れ平成35年度に赤字になるシミュレーションとなっております。このようなことから、後世に負担を残さないため、早めに財政改革に取り組む必要があると思われまます。以下の点について、町長にお伺いしたいと思います。まず1点目、施設等の長寿命化等が必要になってきますが、公共施設等総合管理計画に基づく今後10年間の具体的な進め方は。2点目、今後、多額の起債を予定している事業には、どのようなものがあるのか。3点目、限られた財源を有効に使うため、競争入札に最低制限価格を設定しない

ことはできないのか。4点目、当初予算や第2次町総合計画の策定において、持続可能なまちづくりに向けた財政運営上の新しい取組には、どのようなものがあるのか。以上2点について、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（森永茂男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 原田議員のご質問にお答えします。はじめに、中学校教員の長時間労働解消に向けた取組についてのご質問ですが、私の後、教育長が答弁いたしますのでよろしくお願いいたします。それでは、財政運営についてお答えします。まず、1点目の質問ですが、ご承知のとおり、現在、総合福祉センターの建設、中央公民館の大規模改修、麻生保育所の改築などの事業を進めております。次に控えているものに、庁舎、保健センター、老人福祉センターの改修、防災行政無線の更新があります。これらの施設については、比較的大きな施設で、建築から相当年数が経過しているものや法改正により更新等の必要が迫られているものです。これらの施設は、多額の財源を必要としますので、現状と他の施設の状況も勘案しながら進めて行く必要があるため、来年度に個別計画を策定して進めて行く予定としております。次に、2点目のご質問ですが、総合福祉センターの建設、中央公民館の大規模改修、麻生保育所の改築、同報系無線の更新、小学校の大規模改修などを予定しております。次に、3点目のご質問ですが、最低制限価格を設定する意義は、一言でいえばダンピングの防止です。ダンピング受注は、手抜き工事や不適切な価格により下請け発注などが行われることにより労働条件等が悪化し、工事の安全性や粗雑工事による品質低下などを招きます。結果として、砥部町の利益を損なうこととなります。同じものを造るのなら安いに越したことはないという考え方もありますが、建設工事は物品購入とは違った側面がありますので、最低制限価格の設定についてはご理解をください。次に、4点目の質問ですが、ご承知のとおり、町税をはじめとする経常一般財源は減少傾向にあります。反対に公共施設の老朽化対策や人口減少等による地域活性化対策などの需要等が拡大しております。対策としては、税収等の一般財源を伸ばすことと歳出を抑制することの2点であります。具体的には、歳入面では、企業立地対策と使用料の適正化、歳出面では、経常経費の削減であります。経常経費の削減においては、事業効果の検証をしっかりと行い、効果の低い事業は廃止するとともに人件費の削減を行う必要があります。その取組みとして、事務の効率化やアウトソーシング、住民団体への権限移譲など、行政のスリム化に向けた取組みが課題であります。財政運営は、予算のやりくりだけではなく事務改善が大きく関与しますので、これからも職員一丸となって精進、推進してまいります。以上で、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（森永茂男） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 原田議員のご質問にお答えいたします。中学校教員の長時間労働解消に向けた取組についてのご質問ですが、学校における働き方改革は、ご指摘の実態調査から急務であり、国、地方公共団体のみならず、家庭、地域を含めたすべての関係者が理念を共有し、それぞれの立場から速やかに取組をすすめることが求められています。本町におきましても、30年度においては、各校へタイムカードの導入や愛媛スクールネットワークへの参加などによる校務改善を計画しており、教職員の負担軽減に努めることとしております。

今回、中学校教員の長時間労働の一因である部活動について、主にご質問をいただいておりますので、それぞれお答えさせていただきます。1点目の本町教諭の勤務時間管理体制の現状についてですが、学校ごとに管理方法が異なっておりますが、現在では、勤務時間をパソコンへ入力する方法や1週間の指導計画簿を記入する方法を採っており、その記録を校長へ報告することにより管理しています。2点目の部活動の休養日についてですが、平日は、週1回、土日等は、月2回以上の休養日を設定することとしています。また、長期休業中の土日は、原則部活動を行わないようにしています。3点目の指導に必要な知識等が無い教員が顧問または指導者になっている部があるかということですが、今年度については、過去に教員自身が経験した部活動又は以前に勤務校で担当したことのある部活動の顧問として、各部1名は配置できております。しかしながら、年度によっては、全く経験したことの無い部活動の顧問となる場合もあります。4点目の部活動指導員等の外部人材活用についてですが、今年度は、バドミントン部、卓球部、ソフトボール部において、保護者などからボランティアで指導の協力を受けております。5点目の部活動への加入状況についてですが、本年度は全校生徒588名中、運動部に409人、文化部に106人が入部しており、約88%の加入率となっております。6点目のサッカー部と同様の例ですが、所属生徒数の減少により、平成27年度に水泳部が廃部となっております。7点目の少子化による部活動の減少見通しですが、部活動の数は、学校で定める部活動再編計画に基づき毎年見直しを行うこととしています。この部活動再編計画では、教員数や部員数により部活動を再編する基準を定めており、今後は加入状況や生徒数の減少に伴い、休止しなければならない部活動が出てくるのではないかと懸念をしております。最後に、今後の部活動における持続可能な運営体制についてですが、原田議員のご指摘のとおり、地域の保護者の協力、また、社会教育関係団体との連携など役割分担が必要不可欠であると考えます。部活動は学校教育活動の一環として、授業において身に着けた技能を発展、充実させることができるとともに、協調性、責任感などを育成し、学校生活に豊かさをもたらすものであり、教員の負担軽減を図りつつ部活動を維持してまいりたいと考えております。教育委員会といたしましても、タイムカードの導入による勤務時間の適正管理、ストレスチェックの実施による現場環境の把握に努め、部活動をはじめとした多岐にわたる教員の業務について役割分担を明確にし、地域ボランティア等の外部人材の活用、校務支援システムの導入等により、相対的な負担軽減を進めてまいりたいと考えています。以上で、原田議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（森永茂男） 原田公夫君。

○3番（原田公夫） 答弁ありがとうございます。まず1点目の勤務時間管理体制については、来年度にタイムカードを導入予定ということのようですので、ある程度また管理ができるのではないかと考えております。現在、パソコンに入力して1週間の記録を出しておるといようなことですが、その実際の把握方法とかいっているので、先般出ておったのが、その把握方法は、報告や点呼、目視などで管理職が確認する場合は6割であるとか、ほかの学校も含めてのことなんですが、特に何もやっていないのが1割。あとは、タイムカードとかICTを使うのが3割とかいような状況があるというふうに出ておりましたが、そ

ういったことで、現在までの部分で、パソコンに入力して1週間の記録をとということでございましたが、実際にその確認というのは、さっき言ったような管理職の方が目視とかそういった形でやっておるのかどうかということ。それと、部活動は一応、今の方針に基づいたことで、ある程度前向きになっているというようなことでございますが、昨年12月、スポーツ庁が、全国すべての中学校等、2年生を対象に部活動の状況を聞いた調査結果を公表しております。その中で、運動部の活動時間でございましたが、平日の平均、男子が137.9分、女子が140.6分、土日が202.8分、女子が217.8分と。1週間の合計で1095.3分、女子が1138.6分というような、出ておりましたが、その中で愛媛は部活動が長時間で、運動部2年生の1週間の平均活動時間が女子で全国2位、男子が全国4位と長時間になっているというようなことが出ております。実際、砥部町に当てはまるかどうかは別として、結構、愛媛県は長時間やっておる、上位になっておるという実態があるようです。あまり先生の負担にならないように今後も考えていただければと思います。3点目の知識や技術が無い教員が顧問・指導者になっている、たまたま今年度は経験者が各部1名は配置できているというお話でございましたが、先生たぶん50数名いらっしゃると思いますが、部活の数が多分十数個と。そういったことによると、実際、各部で、その担当についている先生が何名程度いらっしゃるのか、その辺りをお伺いしたいと思います。また、先ほどに関連してですが、全国学力調査とともに行われたアンケートで。

○議長（森永茂男） 原田議員よろしいですか。一問一答としておりますので、簡潔に願いますか。

○3番（原田公夫） じゃあ今までの分、よろしく申し上げます。

○議長（森永茂男） 武智教育長。

○教育長（武智省三） ただいまの原田議員さんの再質問にお答えいたします。パソコン入力等については、学校教育課長がお答えをいたします。部活動につきましてですね、本町は1校しかありませんが、部活動の種類による教員数ということもお話していただいたんですが、現在、中学校の実態としましては、教員が全部合わせると、教育センターも名簿に入りますので50近くなるんですが、実際に中学校で勤務しておりますのは40名、39名から40名ということで、それに対しまして、部活動の種類ですが、男子チームが現在は7種目、女子が8種目あります。その部の生徒数の人数に合わせまして、男女合わせて1顧問というような、例えば、柔道、剣道というような部活につきましては、生徒数が少ない10名程度の部員でありますので監督1名が指導するというような状況で、バドミントン部につきましては、今53名、1、2年生で53名おります。その部につきましては、1名2名の監督、副顧問では指導も目が届かない状況、そういったいろいろな状況がありますので、今、基本としましては、男子7競技、女子8競技、それから文化活動が四つあります。吹奏楽部、琴部、美術部、放送部と、これが文化部であります。それに振り分けしますと、2名は主顧問と副顧問が就くようになっております。主顧問につきましては、やはり本年度は、そういうふうに以前に経験した教員が就くことができているという状況で、返答させていただいたわけですが、今後そういった、年によって経験をしてない教員が部活動の主になる可能性が十分

にあります。学校としましては、教育委員会としましては、経験してない教員が就くのはダメだというような考えは持っておりません。その中で生徒と一緒に競技のルールやあるいはそういった競技方法を学んで顧問として部活動を維持していくという考え方で進めております。また、部活動につきましては、競技の技能を向上するだけでなく、顧問と部員との人間関係あるいは社会勉強あるいはいろいろなものの考え方をする場として大いに期待しておりますので、競技の勝利主義といいますか、そういうところだけでなく、部活動としての意義を十分に考えながら教育活動として取り組んでいる状態です。以上で、一部の再質問につきまして、お答えをさせていただきました。その後のタイムカードあるいは他の管理方法につきましては、学校教育課長がご回答いたします。以上でございます。

○議長（森永茂男） 門田学校教育課長。

○学校教育課長（門田敬三） 原田議員の先ほどの勤務時間の管理方法についてのご質問ですが、先ほど教育長の方から答弁の中にもございましたとおり、勤務時間をパソコンへ入力する方法、また、一週間の指導計画簿の方に記入をした後、その記録を校長へ報告することにより管理をしております。校長が勤務時間等の方については、管理をしている状況でございます。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（森永茂男） 原田公夫君。

○3番（原田公夫） 先ほど部活動の外部人材活用ということで、バドミントンと卓球、ソフトボールで、ボランティアで保護者に指導をお願いしているというようなお話でしたが、外部指導のことについては、よく言われておるのが、指導員によって技術指導変調の弊害とかいう部分が懸念されるというようなことが言われております。あと、強いチームにしてほしいとか、たくさん練習させてほしいとかいう保護者が一定数いるというような現状もあるかと思えます。そんな中で、部活動の有効性というのは分かっておりますが、できるだけ限られた時間で効率よく練習をするというのが、やはりよいのではないかと考えております。そういったことで、現在のこの外部指導の三つの部については、指導方法とか、そういったことで学校との考え方というのは、ずれがあるかないか、その辺りお伺いしたいと思えます。

○議長（森永茂男） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 原田議員のご質問にお答えいたします。外部指導者が四つの部にボランティアとして来ております。この外部指導者と顧問と生徒の部員ということの三者の関係がなかなかこう、いろんなところで課題ともなっております。競技技術の指導は、外部指導者の方がしっかり持っておりますので生徒に指導しますが、やはり部員にとっては、やはり強くなり、技術を向上させたいという願いが一番ありますので、やはり外部指導者の意見をよく聞くと、そっちの指示によく従うというような状況が出てまいります。そのときに顧問としての責任といいますか、職務といいますか、やはり部活動の本当の意義であります子どもたちを健全に育成し、体力をつけていくというのが部活動の趣旨でありますので、生徒が顧問の言うことを聞かないと、そういうふうな実態になったら困ります。そこを一番大事にしておりますので、そこは外部指導者と顧問との、しっかりと自分の役割分担を互い

に協議しまして、そこによって子どもたちが、顧問を中心として、技術のことについては外部指導者からも十分指導を受けるというような形で、外部指導者、顧問との、共有をしながら進めることを第一としております。原田議員さんそれでよろしいでしょうか。そしたら答弁とさせていただきます。

○議長（森永茂男） 原田公夫君。

○3番（原田公夫） 先ほど国体の関係で、町長さんの方からもバドミントンがふるさとスポーツということで、位置づけて力を入れていこうというようなお話ございました。一村一品ではございませんが、砥部町はバドミントンというようなことで、今後、力を入れていただければとは思いますが、その中で、多分バドミントンにつきましても、県の体育協会の方でも砥部町の方がかなり役員になっておられる方もいらっしゃると思いますので、中学校の部活のレベルアップのためにも体協と連携して、今後進めていく考えはあるかないかお伺いしたいと思います。

○議長（森永茂男） 上田副町長。

○副町長（上田文雄） 原田議員さんのご質問にお答えします。今、私が愛媛県バドミントン協会の常務理事をしております。先ほど佐々木議員からのご質問がございましたけれども、これから砥部町でのバドミントンをどのように育成といいますか、発展させていくかを考えておりますので。また、愛媛県バドミントン協会の方も国体が終わったばかりで、すごく疲れた状態になっております。少し多分、引き続き砥部町でのバドミントンどのようにしていくかを考えてもらっていかなければならないんですけど、少し時間をおいて取り組んでまいりたいというようなことで思っております。あと、先ほども答弁にありましたが、まず、オリンピックのマレーシアのバドミンントンの競技の招致というのを、事前合宿での招致を今のところは最優先に県協会は考えておるようでございます。非常に他の団体、自治体も手を挙げておまして、非常に厳しい状況になっておりますので、そういうところの誘致をまず全面的にバックアップをしていきたいと思っております。それから、中学校の部活動についてですが、現在バドミントン部は2名、外部指導として先生方のサポートをしております。私も一番気を付けているのは、その2名の外部指導者が先走らないといえますか、あまり個人的に技術を指導するだけのことにならないように外から見守っております。先生方の指導方針に沿った状況で、技術をサポートしていく、教えていくような状況に、ぜひ、していくような部活動の展開を求めていますので、その点は気を付けてやりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（森永茂男） 原田公夫君。

○3番（原田公夫） いろいろ部活動については、やっぱり働き方改革とかということで、学校教員の本来の仕事であります、授業への取組が十分できる環境整備が必要と思われまので、働き方改革ができるよう教員、生徒、保護者、地域が相互を理解し、よりよい環境となるよう取り組みをお願いしておきたいと思っております。続きまして、財政運営の見通しについてでございます。現在いろんな計画で、今後進めていくというようなことで出ております。今後の10年間の計画についても個別計画は来年度に策定と。多額の起債を予定している事業も

ある程度分かっておるといようなことですが、平成 24 年ですか、中長期財政計画、23 年から 37 年までの 15 年間で 3 期に分けてやっておると。3 年ごとの計画の見直しとかいうことでやっておりますが、その計画の中で、当時の計画と実施段階で事業費がかなり膨らんでおると。例えば、以前作った給食センターの改築等でありまして、当時であれば 8 億程度予定しておったのが 10 億になったと。中央公民館の改修についても 6 億程度で見ておったのが、今年の実施計画では 9 億程度まで膨らんでおると。事業が先延ばしになっておる関係で、事業費が 1.5 倍、2 倍と膨らんでおるといような実態がございます。そういったことで計画と実施計画の整合性が、途中で新しい事業が入ったと、これにつきましては、社会情勢とか、物価高騰とか、人材が足りないとかいうようなことで上がってくるとかいうのは考慮されますが、そのことについて今後、事業がその計画どおり進むのか、それとも、また、実際今後やっておる、計画されておる事業費が、やはり実施段階になると高くなっていくといような傾向があるのかどうかについてお伺いしたいと思います。

○議長（森永茂男） 大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） 原田議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。現在、中長期財政計画、最終段階で訂正をかけております。原田議員さんおっしゃられるように、今のある中長期財政計画とはですね、かなり乖離をしております。その関係で、もう少し現実的に沿った計画にしていこうということで、最終段階、今年度中にはですね、中長期財政計画お示しできると思います。この中長期財政計画案につきましては、このとおり進んでいくということで、将来進んでいけばそれに越したことはないでございますけれども、あくまで一つのガイドラインとして捉えております。これから、どういうふうに乖離していくのか、原田議員さんのご質問にもありましたように、新しい事業であるとか、そういった事業がですね、どんどん入ってきてます。その中で、どういうふうに乖離をしていくのかというところで、これを見ていきたいというふうに思っております。そういうことで適宜、中長期財政計画につきましては、見直しをかけていくといようなことで、将来の財政計画の目安にしたいというふうに考えております。今後の事業費につきましては、やはり今、経済情勢、ちょっと上向きということもございますし、やっぱりこれは、事業費が伸びて行くだろうと、人件費も上昇しておるといような状況でございますので、伸びて行くといようなことは考えられます。それも勘案してですね、適宜、中長期財政計画改正いたしまして、目に見えるような形で財政を見ていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（森永茂男） 原田公夫君。

○3 番（原田公夫） 答弁ありがとうございます。最近、当初予算の査定が行われていると思いますが、その中で、最近の考え方として、自分のお金ですのであればどうであろうかという視点も取り入れてやっていただいているようですので、その辺りは税金が有効に使われるよう、職員の皆さんにも提案をしていただきたいと思います。もう 1 点だけ、最低制限価格制度のところ、実際、ダンピング防止、品質低下の防止ということで、条例や要綱とかで決められておる内容でやっておるといことは分かります。なにげなく入札結果表を見ておると、予定価格が公表されておるとして、建設工事の設計金額が 130 万から 5,000

万未満のところ最低制限価格制度が導入されておるといことございませうが、その結果表を見ておりますと、本来なら安くできるかもしれないが、失格にならないため、最低制限価格に近いところの金額で多くなっているように見て取れます。これは私の私見かもしれませんが、そういったことについて、実際、数字だけ見るとそのように見て取れるんですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（森永茂男） 大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） 原田議員さんのご質問にお答えをいたします。確かに、私も見て、最低制限価格を設定するわけございませうけれども、ひどいときには数十円とかですね、そういった価格を下回ったがために失格になったというような現状も多々ございませう。しかし、これは一つの基準をもってですね運営している以上、これは仕方がないというふうに私は理解をしております。砥部町の場合、予定価格も事前公表しております。そして、その最低制限価格の計算方法も要綱の中で公表しています。その中で運用しておるわけございませうけれども、これにつきましては、国の方からの要請といいますか、国の方の見方としても、予定価格の事後公表はどうかなというような話しも当然聞きます。これは、今の状況がですね、やはり不都合が生じるならば、やはり改善はしていかないといけないというふうに思っております。そういうことで、もう少し、この最低制限価格を運用してですね、何か不都合があるというようなことがありましたら、適宜、その制度について改良していく。最低制限価格をどういうふうに設定するかというようなことも当然ございませうので、その辺りにつきましては、今後の課題ということございませう。以上ございませう。

○議長（森永茂男） 原田公夫君。

○3番（原田公夫） 前向きな答弁ありがとうございました。各種計画に沿って、事業の推進を行い、引き続き健全財政を堅持するようお願いいたしまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森永茂男） 原田公夫君の質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩とします。再開は午後1時30分の予定です。

午前12時8分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（森永茂男） それでは、これより再開します。ここで、先ほどの佐々木隆雄議員の一般質問において、保留されておりました答弁を求めます。西松国体推進課長。

○国体推進課長（西松伸一） 先ほど佐々木議員さんより、経済効果の関係で、国体に関連する主な事業のことございませうが、ハード事業だけ、主な分だけ申し上げたいと思ひます。平成24年度からにさかのぼるんですけど、平成24年度に陶街道ゆとり公園の体育館の改修工事の設計を委託を委託いたしました。これが509万3千円。25年度になりますと、同じ

くゆとり公園の改修に入りました。改修が1億728万3千円。そして、26年度になりますと、武道場の設計委託で1,188万円。27年度になりますと、武道場の工事、管理業務がありまして、2億6,195万4千円。そして、同じく27年度、陶街道ゆとり公園の屋外の障がい者トイレの新築工事がありました。91万8千円。28年度になりますと、リハーサル大会の関係で競技会場の設営、撤去を行いました。これが4,750万1千円。ゆとり公園同じく、駐輪場の新設工事を行っております。166万3,200円。園内の駐車場及び進入路の舗装をしております。これが4,077万9千円。陶街道ゆとり公園の屋外の障がい者トイレの新築工事を28年度に行っております。それが1,058万1千円。公園内の街路灯改修工事が152万600円。本年度29年度に国体競技の会場設営、撤去業務ということで8,388万9千円。屋外電波時計の取り替えで138万672円となっております。合計で、このほかにも少し小さなものもあるんですけど、5億7,444万2,472円がハード事業としてあります。この中で、町内事業者、町内に支店があるところも含めてですけど、5億7,400万円中、3億9,472万4,672円が町内の若しくは町内の営業所のあるところでやっております。そのほか1億7,971万7,800円が町外事業者ということになっております。以上で終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（森永茂男） それでは、引き続き一般質問を行います。10番面岡利昌君。

○10番（面岡利昌） お疲れのところ失礼いたします。10番面岡でございます。2問質問させていただきます。第1問、これからの農業について。本町の基幹産業でもある農業は、国民に食糧を供給する大変重要な産業であります。私自身も戦後の食糧難を経験し、農業は国の基であると実感しております。しかし、現在の状況はどうでしょうか。戦後1,600万人いた農業従事者は、現在200万人を割り込み、平均年齢は66歳を超えています。飽食の時代となり、お金さえあれば安い価格の食糧は手に入ります。また、中山間地域の農業では、海外や国内の大規模生産者には、コスト面で太刀打ちできません。このままでは食料自給率の低下や農地の荒廃、担い手の減少などにより、安定的な食糧供給が確保できなくなる恐れがあります。これまで取り組んできた担い手確保対策の成果及び農家の収入安定化など、若者が希望をもって農業に従事できる農業振興策について、町長の所見を伺います。続いて第2問、交流人口を活かし町の活性化を。現在、日本の人口は大都市への集中に拍車がかかり、地方は衰退しています。地方の自治体は知恵を絞り、あの手この手で地域経済の活性化に努めております。もちろん本町も例外でなく努力をしなければなりません。本町には、砥部焼の窯元やとべ動物園、県総合運動公園など、豊富な観光資源があるにもかかわらず、まだまだ活かしきれていないのが現状ではないでしょうか。本町を訪れる人は決して少なくありません。観光やスポーツ観戦で訪れる人々による消費の拡大を図れば、町内への経済波及効果が大いに期待できます。特に、とべ動物園には大きな集客力があります。残念ながら現在の入園者数はピーク時の50%、半減になっております。動物園協会と連携し、これまで以上に集客力の強化を図れば、交流人口の増加が大いに期待できると思います。今後の動物園協会との連携策や支援策、交流人口を活かした町の活性化について、町長の所見をお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（森永茂男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 面岡議員さんのご質問にお答えをいたします。その前に、来年の正月用の放送番組を先般撮らせていただきまして、その折に、私の今年の一押しはなんですかという正月のメッセージに、えひめこどもの城、とべ動物園を活かした子どもからお年寄りまでが集うあそびべとべの実現と砥部町を愛媛県一の紅まどんなの産地とすることですというふうに答えさせていただきまして、今回の面岡議員さんの質問とまったく同じような内容で、来年1年を取り組まさせていただきますというふうに思っておりますので、今回はすばらしい質問をしていただきましてありがとうございます。それでは、これからの農業についてのご質問ですが、ご承知のとおり、本町は、耕作条件の悪い急傾斜地が多く耕作放棄地が拡大しております。こうした中で、いかに農地を活用し担い手を確保していくかが重要課題であると考えております。現在の本町における農業の振興策につきましては、優良品種の苗木等の購入に対する補助やマルチ栽培の推進、次世代につなぐ果樹産地の育成を目指した施設導入支援など、市場競争力の高い産地づくりを念頭に取り組んでおります。また、地域農業の中心である認定農業者に対し、補助単価の上乗せや経営改善として、農業機械や施設の導入に対する支援など、一般農家との差別化を図った施策を実施しております。この3年間、新規認定農業者は10人となっております。さらに、若い新規就農者を支援するため、奨学金や研修資金の償還に要する経費への補助や農業用機械、設備への導入の支援、就業初期段階の農業経営のための給付金による支援も行っており、現在、新規就農者として6人が受給をし、本町が目指すモデル的な農家ケースとして、今後の活躍が大いに期待されているところであります。今後も、農業者の意見、要望を聞きながら各種支援を行い、多様な担い手を確保・育成し、持続力のある農業振興に取り組んでまいります。次に、交流人口を活かし町の活性化をとのご質問ですが、ご承知のとおり、愛媛県において本年3月に観光資源としてのさらなる魅力向上に向け、とべ動物園魅力向上基金が5億円創設されました。この基金では、動物の見せ方だけではなく、新たな視点でハード、ソフト両面から集客につながる仕掛けやアイデアを出すため、とべ動物園魅力向上戦略を本年度策定する予定で、私も検討委員の一人として参画し、意見提案を行っているところでございます。その戦略結果を踏まえ、本町としての連携支援策を提案し、さらなる集客を目指し取り組みを進めたいと考えております。また、えひめこどもの城や県総合運動公園など観光やスポーツ観戦に訪れた方々を砥部町内へ誘客するための対策を講じ、交流人口の拡大を図ってまいりたいと考えております。以上で、面岡議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（森永茂男） 面岡利昌君。

○10番（面岡利昌） 最初の農業の問題であります。いろいろなことを砥部町としてもされて、新しい、新規の、まあ農業される方が10名というふうに聞いておりますけれども、辞められる方の方が多分多いと思うんです。それではやっぱり困るんでありまして、やはり人口も、そういう農業もすべてですが、なかなかストップがかからないと思いますけれども、少しでも速度を下げていく、そういう意味で、農業もそのなかの基、国の基というふうに捉えてありまして、大切なことだろうというふうに思います。そこで、やはり若い方がですね、農業で生活がちゃんとやっつけられる、そういう農業を目指して、それも特定の限られた人数

では困ると思うんです。ある程度の多くの方がそういうことを目指していただけるような農業にしなければいけない。そういうふうに思います。そこでですね、提案といいますか、中山間地域では、先ほど説明したように、大規模なところには到底太刀打ちできない。それでは、そういうところで、どういふことをすればできるんだらうと。そういうときにですね、付加価値の高いものを作る。それはそんなに大きな大規模な面積じゃなくてもできるんではないかなというふうに思います。それで思うのにはですね、ハウスの、まあ重油の、みかんなども作っておられますけれども、安定はしません。ああいう油は、今はちょっと中東情勢が悪くなって、値上がりになっております。そういうやっぱり安定しないものはいけないのであってですね、やはり森林とかそういうもんも含めた、木材を利用したそういうもんを作っていますね、農業ハウスをやっていく。そのためには、とりあえずグリーンキーパーなどに補助をして森林の手入れなどを行っている、そういう人が片手間というか、希望を持たせるために、もう少し若い人を入れて、そういうものと併用したようなものを作って、夏場にどんと貯めて、冬場に農業用のようなものに使って行って、付加価値の高いマンゴーとかメロンとかいろいろあるんだらうと思いますが、それはやはり、大学の先生、ミウラボイラーの方とかいろいろの方と相談もされて、かなり踏み込んだ、言葉じゃなくて、本当に実行していかなくてはいけない時代が来ているのではないかなというふうに、かなり危機感を持っておられるのかどうか、農業に関して。そこを町長、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（森永茂男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） まず、農業は国の基であるということについては、私も常日頃からそう思っていることでございますし、今、若い人がというふうにもお話ございましたし、付加価値の高い農業というふうなことで、今、広田の地域におきましては高原野菜を後継者の方がかなり頑張っておられておりますし、今、砥部町では先ほども言いましたように、紅まどんなどというふうなことで、本当に愛媛県の誇る、付加価値の高い農業を砥部町はいち早く取り組んで、現在、取り組んでいただいておりますし、比較的小規模でもかなりお金が取れるというふうなことで、これからは若い者がそういったものを目指して取り組んでいただけないかというふうに思っておりますし、私もそれに対しての応援をしていきたいというふうに思っております。先ほどのペレットを利用してどうかという問題で、まず、RDFのことを、以前に砥部町が焼却炉をRDFへというふうに取り組んだ折に、これがハウスのものに使えないかというふうなことでもございますけれども、まず、ボイラーの問題も先ほどありましたけれども、これも24時間燃やさないとダイオキシンが出るというふうなことで、なかなかRDFについての利用は難しかったわけでもございますけれども、ペレットにつきましては、現在ストーブ等には使われておりますけれども、これはハウスみかん等の加温施設に使えるかという問題につきましても、もちろんペレットの供給の問題もありますけれども、まずはボイラーをどういふふうに使っていただけるかというふうなことで、ボイラー会社と掛け合っただけでぜひ作ってもらえというふうな議員の意見でございますけれども、これもやっていけるかといいますか、採算性の問題がありますので、取り組んでいただけるようであれば、十分、林業の活性化にもつながりますので、取り組みたいとは思っておりますが、

議員も、もしそういうふうなところにつてがございましたら、またご指導いただいたらと思います。以上です。

○議長（森永茂男） 面岡利昌君。

○10番（面岡利昌） ちょっと確認をしたいんですが、木材だけを利用したペレットは、ダイオキシンは出ないというふうに自分は理解しているんですが、それはどんなんでしょう。

○議長（森永茂男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 先ほどはRDFの問題で、木材については問題ございません。

○議長（森永茂男） 面岡利昌君。

○10番（面岡利昌） 順天堂大学とか、近くでは愛大などもありますし、そういう、先生方とそしてボイラーのメーカーとか、そういうのを合同で研究をしてもらおうようなこと、取り組むという考えはございませんか。

○議長（森永茂男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 現在、すぐに取り組むという考えはございませんけれども、十分検討課題としてさせていただきたいと思います。

○議長（森永茂男） 面岡利昌君。

○10番（面岡利昌） 本当は、もうちょっと積極的に、危機感を持たれたらそれぐらいのことは、ちょっとやっていただきたいなという気はするんですが、それはいろいろと考え方があろうと思いますので、結構であります。それでは、動物園のことでお尋ねをいたします。造った当時からはや30年という経過も経ちまして、入園者も半減をしておると。そういうことで、砥部にある観光資源で、もっとも年間を通じて、いろいろなスポーツとか、砥部焼まつりとかもありますけれども、それは限定的な、期間が限られておるけれども、動物園は比較的、年間通じて人が来る期間が長いと思うんです。それで特にそこをちょっと力を入れてみたらどうかということの特にお尋ねをしたいんですが。せっかく、よそには動物園なんかはありませんから、砥部町にあるんです。そして人口も。そういうことに、今、動物園協会も来園者が半減して困っておると。そういうところで、町長も審議委員ですか、選考委員に入られて。そしていろいろとされておるとい、そういう中でですね、やはり、人が来るために努力をする。そこで積極的な働きをしていただきたい。その中で一つ提案をしたいというのがですね、動物園ですから動物はもちろん大切なことなんですけれども、一部の地域、区画に、もみじを植えますよとか、桜を植えますよということが可能であればですね、そういうことに積極的に、ボランティア団体などにもお願いをしてやっていったら、なお且つ、お客さん、綺麗なもみじもあるねとか、桜もあるなあとかいう感じで年配の人らも、子どもと一緒に来るのではないかなというふうに考えます。そういうふうにして集客を増やす努力をして、もし増えたら、ギブアンドテイクですから、砥部町のためにもなっていたくような、園の中にですね、アンテナショップ的な、砥部の特産品いろいろなものを売るとか、絵付けをするような場所を造っていただいて、アンテナショップ的なこともさせていただく。そういうことを町長、審議委員になられておるなら、ちょっと考えていただいたらなというふうに考えますが。

○議長（森永茂男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 面岡議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。私は、動物園につきましても、動物園の開設当時の折から担当しております、砥部町で動物園のことを一番よく知っておるのは私であるというふうにも自負しておりますし、入口の動物の足跡を提案したのは砥部町でございます、私たちの案が利用していただいておりますというふうなことで、本当に、動物園については思い入れが深い一人でございます、このことについてはもっともっと頑張りたいというふうにも思っておりますし、その中の区画のみみじでありますとか桜につきましても、すでにとべ動物園につきましても、自然が豊かなというふうなことで、そういったところも売りにせないかんというふうにも話しておりますし、少し歩くのが大変だから電気自動車があれば年寄りが行きやすいのではないかなとか、そういったところ、いろんなところで、先ほども言いましたように、検討委員の一人として、いろいろとアイデアを出して頑張っておりますのでございまして。アンテナショップの件につきましても、すでにとべの館というものがございまして、これ以上はない、砥部町のなかで唯一、砥部の物産販売、また、観光をPRできる施設を造らせていただいておりますので、本当に20市町の中では砥部町だけというふうなことでございまして、十分それはできておるのではないかなというふうにも感じております。いずれにいたしましても、県といたしましても、動物園に誘客を増やすというふうなことで、ずっとずっと黒字にはもちろんなりませんけれども、増やしていきたいというふうなことで努力をしております。そういったことで、そこへ来るお客さんは、すでに60万は来ておるわけですがけれども、砥部町でいろんな観光、また、物産を買っていただくというふうなことは、当然のごとく努力をしていかなければならないとも思っておりますので、十分これからも取り組んでいきますし、今年は動物園が30周年というふうなことになりますので、県としても考えております。砥部町としてもいろんな仕掛けをしたいというふうにも担当のところと考えておりますので、その辺りも含めまして十分活用させていただきたいというふうにも思っております。

○議長（森永茂男） 面岡利昌君。

○10番（面岡利昌） そういうことは十分やっているんだから心配ないというように理解するんですか。今、園長先生とも、お願いして、どういう協力ができるんでしょう、そういうことは可能ですかというようなことは聞いてみたんですね。そしたら、ちゃんと動物園の方から申請すれば、全部、動物園の中、綺麗な木だけではないですから、もっと手直しをして綺麗にしたらいという部分があります。そういうところで、1本か2本くらいのみみじがある。その周辺も片付けて、本数を増やすようなことをしたらもっと引き立つようになるんで、そういうことをしていただければありがたいなというような、ご意見というか、そういうことは園長先生、園長先生じゃないですね、園長さんは言われておりました。そういうとこですね、ボランティアである程度できることはしますけれども、ちょっと大がかりなことになれば、いらぬ木を取っ払うというようなことに補助を出そうとか、苗木代の一部でも負担をしようとか、そういう前向きな町としての考えはありませんか。

○議長（森永茂男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ご存じのように、県営の施設でございますので、それを砥部町は、検討委員の一人として桜とかそういったものを、動物以外のもので魅力あるものにとという提案はできますけれども、例えば、面岡議員さんボランティアで、ライオンズクラブとかやっておるのは、そういったところが桜を1本植えるとか、なんとか植えさせてくれというのはできるかと思えますけれども、施設の中の、動物以外の魅力を向上させるということについては、県営施設ですので、提案はしてみますけれども、砥部町がそれに積極的に予算を入れて取り組むというとかいうことは、当てが外れておるのではないかというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思っております。

○議長（森永茂男） 面岡利昌君。

○10番（面岡利昌） 町長さん、提案をしてやろうということでありますから、できるできんは別ですけれども、提案をしていただくということをひとつお願いをいたしまして、この辺りで、大変、自分の期待に添うような答弁をしていただきました。ありがとうございます。

○議長（森永茂男） 面岡利昌君の質問を終わります。以上で、一般質問を終わります。

~~~~~

日程第6 認定第1号 平成28年度砥部町一般会計決算認定について

日程第7 認定第2号 平成28年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定について

日程第8 認定第3号 平成28年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定について

日程第9 認定第4号 平成28年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定について

日程第10 認定第5号 平成28年度砥部町とべの館特別会計決算認定について

日程第11 認定第6号 平成28年度砥部町とべ温泉特別会計決算認定について

日程第12 認定第7号 平成28年度砥部町農業集落排水特別会計決算認定について

日程第13 認定第8号 平成28年度砥部町浄化槽特別会計決算認定について

日程第14 認定第9号 平成28年度砥部町公共下水道事業会計決算認定について

日程第15 認定第10号 平成28年度砥部町水道事業会計決算認定について

（決算特別委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（森永茂男） 日程第6、認定第1号、平成28年度砥部町一般会計決算認定についてから日程第15、認定第10号、平成28年度砥部町水道事業会計決算認定についてまでの10件を一括議題とします。決算特別委員長の報告を求めます。井上決算特別委員長。

○決算特別委員長（井上洋一） 平成29年第3回定例会において、閉会中の継続審査として決算特別委員会に付託されました認定第1号から認定第10号までの決算認定に関する10件について、審査の結果をご報告申し上げます。去る9月19日、20日、22日の3日間、本特別委員会を開催し、平成28年度の砥部町各会計の決算について、各担当課から歳入歳出決算書及び主要施策成果説明書等の資料に基づいて説明を求め、予算執行状況の適否並びにその行政効果等について審査を行いました。その結果、各会計の決算は、予算の議決目的及び施策に基づき、いずれも適正に執行されていると認められ、よって認定第1号から認定第10

号までの10件は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。今回の審査において、各委員から出された意見、要望等については十分ご検討のうえ、今後の町政運営に反映させていただきたいことを申し添え、委員長報告を終わります。

○議長（森永茂男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。

お諮りします。認定第1号から認定第10号までの10件については、一括して討論及び採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森永茂男） 異議なしと認めます。

よって認定第1号から認定第10号までの10件については、一括して討論及び採決を行うことに決定しました。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（森永茂男） 討論なしと認めます。

採決を行います。認定第1号から認定第10号までの10件に対する委員長の報告は認定です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（森永茂男） 全員起立です。ご着席ください。

よって認定第1号から認定第10号までの10件は、委員長の報告のとおり認定されました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日はこれで散会します。

午後14時3分 散会

平成 29 年第 4 回砥部町議会定例会（第 2 日）会議録

|                                                                 |                                                                                                                            |                                                                                                                              |                                                             |
|-----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 招 集 年 月 日                                                       | 平成 29 年 12 月 8 日                                                                                                           |                                                                                                                              |                                                             |
| 招 集 場 所                                                         | 砥部町議会議事堂                                                                                                                   |                                                                                                                              |                                                             |
| 開 会                                                             | 平成 29 年 12 月 8 日 午前 9 時 30 分 議長宣告                                                                                          |                                                                                                                              |                                                             |
| 出 席 議 員                                                         | 1 番 柿本 正<br>4 番 東 勝一<br>7 番 森永茂男<br>10 番 西岡利昌<br>13 番 井上洋一<br>16 番 三谷喜好                                                    | 2 番 佐々木公博<br>5 番 菊池伸二<br>8 番 松崎浩司<br>11 番 政岡洋三郎<br>14 番 中島博志                                                                 | 3 番 原田公夫<br>6 番 佐々木隆雄<br>9 番 大平弘子<br>12 番 山口元之<br>15 番 平岡文男 |
| 欠 席 議 員                                                         | なし                                                                                                                         |                                                                                                                              |                                                             |
| 地方自治法<br>第 121 条第 1<br>項の規定に<br>より説明の<br>ため会議に<br>出席した者<br>の職氏名 | 町 長 佐川秀紀<br>教育長 武智省三<br>企画財政課長 大江章吾<br>戸籍税務課長 富岡 修<br>介護福祉課長 門田伸介<br>建設課長 白形敏明<br>生活環境課長 田中克典<br>会計管理者 門田 巧<br>学校教育課長 門田敬三 | 副町長 上田文雄<br>総務課長 相原清志<br>地域振興課長 岡田洋志<br>保険健康課長 松下寛志<br>子育て支援課長 田邊敏之<br>農林課長 大内 均<br>国体推進課長 西松伸一<br>広田支所長 高橋 桂<br>社会教育課長 町田忠彦 |                                                             |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                                              | 議会事務局長 前田正則<br>庶務係長 中山晃志                                                                                                   |                                                                                                                              |                                                             |
| 傍 聴 者                                                           | 1 人                                                                                                                        |                                                                                                                              |                                                             |

平成 29 年第 4 回砥部町議会定例会議事日程 第 2 日

・開 議

- |        |          |                                                 |
|--------|----------|-------------------------------------------------|
| 日程第 1  | 承認第 4 号  | 専決処分第 10 号の承認について（平成 29 年度砥部町一般会計補正予算（第 4 号））   |
| 日程第 2  | 報告第 15 号 | 専決処分第 11 号の報告について（物損事故に係る和解及び損害賠償の額）            |
| 日程第 3  | 議案第 42 号 | 愛媛県市町総合事務組合規約の変更について                            |
| 日程第 4  | 議案第 43 号 | 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について          |
| 日程第 5  | 議案第 44 号 | 砥部町認定こども園条例の制定について                              |
| 日程第 6  | 議案第 45 号 | 砥部町課設置条例の一部改正について                               |
| 日程第 7  | 議案第 46 号 | 砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について                   |
| 日程第 8  | 議案第 47 号 | 砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について                      |
| 日程第 9  | 議案第 48 号 | 砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について                        |
| 日程第 10 | 議案第 49 号 | 砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 11 | 議案第 50 号 | 平成 29 年度砥部町一般会計補正予算（第 5 号）                      |
| 日程第 12 | 議案第 51 号 | 平成 29 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）              |
| 日程第 13 | 議案第 52 号 | 平成 29 年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）               |
| 日程第 14 | 議案第 53 号 | 平成 29 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）                |
| 日程第 15 | 議案第 54 号 | 平成 29 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第 1 号）                   |
| 日程第 16 | 議案第 55 号 | 平成 29 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）                 |
| 日程第 17 | 議案第 56 号 | 平成 29 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 3 号）                    |

・散 会



平成 29 年第 4 回砥部町議会定例会

平成 29 年 12 月 8 日（金）

午前 9 時 30 分開議

○議長（森永茂男） それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第 1 承認第 4 号 専決処分第 10 号の承認について（平成 29 年度砥部町一般会計補正
予算（第 4 号））

（報告、質疑、討論）

○議長（森永茂男） 日程第 1、承認第 4 号、専決処分第 10 号の承認についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） それでは、承認第 4 号、専決処分第 10 号の承認につきましてご説明をさせていただきます。承認書の第 4 号をお手元にお願いをいたします。承認第 4 号、専決処分第 10 号の承認について、地方自治法、昭和 22 年法律第 67 号、第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。平成 29 年 12 月 8 日提出、砥部町長佐川秀紀。この専決処分でございますが、今年の 9 月の台風 18 号の被害に対する関連経費、それと、衆議院議員選挙について早急に対応する必要が生じたので、平成 29 年 9 月 28 日付けで、一般会計予算を専決処分により補正をさせていただいたものでございます。それでは、補正予算につきましてご説明をさせていただきます。補正予算書の第 4 号、1 ページをお願いをいたします。平成 29 年度砥部町一般会計補正予算第 4 号。平成 29 年度砥部町の一般会計補正予算第 4 号は、次に定めるところによる。第 1 条、歳入歳出予算補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,449 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 84 億 8,857 万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。第 2 条、地方債補正、地方債の追加は、第 2 表、地方債補正による。平成 29 年 9 月 28 日専決、砥部町長佐川秀紀。それでは、補正予算書の 3 ページをお願いをいたします。歳出でございます。まず、2 款総務費でございますが、1,112 万 7 千円を追加し 11 億 1,809 万 3 千円といたしました。内容でございますけれども、衆議院議員選挙に係る投票管理者の報酬等の人件費 266 万 4 千円、選挙事務従事者報償金 304 万 3 千円、選挙ポスター掲示板作成等の委託料 272 万 6 千円、その他入場券の郵送料等の執行経費でございます。3 款民生費につきましては、21 万円を追加し 28 億 6,309 万 2 千円といたしました。内容は、被災者に対する見舞金でございます。4 款衛生費につきましては、153 万 6 千円を追加し 8 億 4,409 万 8 千円といたしました。内容につきましては、浸水被害のあった住居に対する除菌剤散布及びし尿汲取り委託料等でございます。6 款農林水産業費につきましては、859 万 8 千円追加し 3 億 1,442 万 5 千円といたしました。1 項農業費では、農道水路等の崩土撤去機械借上料 840 万円、2 項林業費では、林道の崩土撤去機械借上料 19 万 8 千円でございます。8 款土木費につきましては、1,200 万円を追加し 7 億 6,949 万 6 千

円といたしました。内容につきましては、町道等の崩土撤去機械借上料でございます。9款消防費につきましては、402万1千円追加し4億7,527万7千円といたしました。災害対応従事の職員の時間外勤務手当等でございます。11款災害復旧費を700万円追加をいたしました。公共土木施設に関する測量調査設計委託料でございます。2ページをお願いいたします。歳入でございますが、13款国庫支出金につきましては、衆議院議員選挙委託金で1,112万7千円、18款繰越金につきましては、2,636万5千円、20款町債につきましては、災害復旧費700万円でございます。4ページをお願いいたします。地方債補正でございます。これにつきましては、災害復旧事業といたしまして、限度額700万円を追加するものでございます。以上で、説明を終わります。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（森永茂男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（森永茂男） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は、承認することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（森永茂男） 全員起立です。ご着席ください。

よって承認第4号は、承認することに決定しました。

~~~~~

## 日程第2 報告第15号 専決処分第11号の報告について（物損事故に係る和解及び損害賠償の額）

### （報告、質疑）

○議長（森永茂男） 日程第2、報告第15号、専決処分第11号の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。田中生活環境課長。

○生活環境課長（田中克典） それでは、報告第15号をお願いいたします。報告第15号、専決処分第11号の報告について説明させていただきます。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。平成29年12月8日提出、砥部町長佐川秀紀。専決第11号をお願いいたします。地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により指定された事項について、次のとおり専決処分するものでございます。平成29年10月4日、砥部町長佐川秀紀。砥部町美化センター敷地内における物損事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、和解により砥部町の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定めるものでございます。1、損害賠償額3,240円。2、相手方につきましては標記のとおりでございます。3、事故の概要でございますが、平成29年8月31日午後0時40分頃、相手方が自家用車で砥部町美化センターへごみを持ち込んだ際、敷地内に落ちておりましたプラスチック画鋸入りのビニール袋により、右後輪タイヤをパンクさせたものでございます。4、和解の内容は、町は本件事故の過失割合を10割と認め、その割合を賠償するも

のでございます。砥部町美化センター設備管理瑕疵に伴う物損事故の概要資料1として裏面に添付しております。また、資料2により修理状況等の写真を載せております。美化センターの集積場所の整理整頓に努め、このような事故が起きないように努めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。以上で、報告を終わります。

○議長（森永茂男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。以上で、報告第15号を終わります。

~~~~~

日程第3 議案第42号 愛媛県市町総合事務組合理約の変更について

日程第4 議案第43号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について

（説明、質疑、討論、採決）

○議長（森永茂男） 日程第3、議案第42号、愛媛県市町総合事務組合理約の変更について及び日程第4、議案第43号、愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分についてを一括議題とします。提案理由の説明を求めます。相原総務課長。

○総務課長（相原清志） 議案第42号及び議案第43号につきましてご説明を申し上げます。まず、議案第42号の議案書をご覧ください。愛媛県市町総合事務組合理約の変更について。平成30年3月31日をもって愛媛県市町総合事務組合の構成団体である東温市を、日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民又はその遺族の生活の共済に関する共同処理事務構成団体から脱退させるため、地方自治法第286条第1項の規定により、愛媛県市町総合事務組合理約を次のとおり変更する。平成29年12月8日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、議案書の下段の方をご覧ください。東温市が、愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務の構成団体から脱退することに伴い、愛媛県市町総合事務組合理約を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。議案第42号の資料1をご覧ください。まず、愛媛県市町総合事務組合が行う共同処理事務についてご説明を申し上げます。愛媛県市町総合事務組合は、平成17年4月1日に五つの一部事務組合が統合し設立されました複合的一部事務組合でございます。当該事務組合が行っております共同処理事務と構成団体につきまして、（1）から裏面の（6）にかけて記載をしております。このうち、交通災害共済に関する共同処理事務につきましては、（4）にございますとおり、日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の共済加入の住民又はその遺族を共済するための見舞金の支給でございます。現在の構成団体は、ご覧の3市9町でございます。裏面2ページをご覧ください。財産等の（3）基金の③にございますが、平成29年3月末の交通災害共済に関する主な財産につきましては、交通災害見舞金基金積立金の1億9,886万3千円でございます。それでは、規約の変更内容についてご説明申し上げます。議案第42号資料2をご覧ください。愛媛県市町総合事務組合理約の一部を改正する規約の新旧対照表でございます。別表第2の第4項でございますが、共同処理する事務の欄中、又はを又はに改め、構成団体の欄中、

東温市を削るものでございます。議案書にお戻りください。附則といたしまして、この規約は、平成30年4月1日から施行するものとしてしております。続きまして、議案第43号についてご説明を申し上げます。議案第43号の議案書をご覧ください。愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について。平成30年3月31日をもって愛媛県市町総合事務組合の構成団体である東温市が、日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民又はその遺族の生活の共済に関する共同処理事務構成団体から脱退することに伴う地方自治法第289条の規定による愛媛県市町総合事務組合の財産処分について、次のとおり関係組合市町と協議のうえ定めるものとする。平成29年12月8日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由を申し上げます。下段をご覧ください。東温市が、愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務の構成団体から脱退することに伴い、当該共同処理に係る東温市の一切の財産を愛媛県市町総合事務組合に帰属させることについて、議会の議決を求めるものでございます。あらためまして、財産処分の内容を申し上げます。議案書の中段をご覧ください。日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民又はその遺族の生活の共済に関する共同処理に係る東温市の一切の財産については、平成30年4月1日において、愛媛県市町総合事務組合に帰属させるものとする。以上で、議案第42号と第43号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（森永茂男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。討論及び採決については、1件ごとに行います。

議案第42号、愛媛県市町総合事務組合規約の変更について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（森永茂男） 討論なしと認めます。

議案第42号の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（森永茂男） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第42号は、原案のとおり可決されました。

議案第43号、愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（森永茂男） 討論なしと認めます。

議案第43号の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（森永茂男） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第43号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第44号 砥部町認定こども園条例の制定について

(説明、質疑、厚生文教常任委員会付託)

○議長(森永茂男) 日程第5、議案第44号、砥部町認定こども園条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。田邊子育て支援課長。

○子育て支援課長(田邊敏之) それでは、砥部町認定こども園条例の制定につきましてご説明をさせていただきます。議案第44号をお手元をお願いをします。砥部町認定こども園条例の制定について。砥部町認定こども園条例を次のように定める。平成29年12月8日提出、砥部町長佐川秀紀。5ページをお願いします。まず、提案理由でございます。提案理由につきましては、30年4月より砥部保育所と砥部幼稚園を統合し、幼保連携型の認定こども園砥部こども園を設置するため、提案するものでございます。根拠法令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項となります。この法律におきまして、幼保連携型認定こども園の定義とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいうとございます。幼保連携型の認定こども園の名称は、砥部町立砥部こども園。位置は、砥部町大南710番地で、現在の砥部保育所の住所を代表地番といたします。本条例の内容につきましては、認定こども園の設置、名称位置の他に、入園資格、入園手続、保育料、延長保育事業、預かり保育事業について謳っております。本町におきましては、待機児童の解消が喫緊の課題となっております。待機児童は保育士と保育スペースの不足が主な要因となっておりますが、本町では、保育士の問題がより深刻でございます。その解消策の一つとして認定こども園の設置がございました。利用が減少傾向にある幼稚園と増加傾向にある保育所を一元化し、限られた保育士と施設運用の効率化によって待機児童の解消を図りたいと考えます。また、一元化することで、就学前の幼稚園、保育所、同学年の3歳児から5歳児までが同じクラスで切磋琢磨することが、幼保小連携の観点からも望まれるものだと思います。さらに、0歳児から5歳児までの異年齢交流や縦割り保育によって、幼いころから年下、年上を意識することで、子ども同士の思いやりの心を育む一助となることを目指したいと考えております。以上の理由によりまして、砥部町認定こども園条例の制定を提案させていただきました。条例本文でございますが、第1条に設置、第2条は名称及び位置、第3条はこども園の事業内容、第4条は入園資格、第5条は入園手続、第6条は入園の承認の取消し、第7条は保育料、第8条が延長保育事業、第9条が預かり保育事業、第10条が委任事項として規則で定める旨を記しております。また、附則といたしまして、1に、この条例は、平成30年4月1日から施行すること。2に、条例施行前に入園手続等の準備が可能であること。3は、保育料の額に関する経過措置についてでございます。4は、議案第44号資料1の砥部町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び

費用弁償に関する条例新旧対照表附則4の改正をご覧ください。別表中、学校医及び保育所医内科・歯科の次に、（認定こども園を含む）を加えるものでございます。5が、議案第44号資料2の砥部町学校条例新旧対照表附則5の改正をご覧ください。砥部町立砥部幼稚園の項を削ることについて、別表第3中に明記をしております。6が、議案第44号資料3砥部町保育所条例新旧対照表附則6の改正をご覧ください。砥部町立砥部保育所の項を削ることを第2条の表中に明記をさせていただいております。以上で、砥部町認定こども園条例の制定に関する説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（森永茂男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第44号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森永茂男） 異議なしと認めます。

よって議案第44号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~  
日程第6 議案第45号 砥部町課設置条例の一部改正について

（説明、質疑、総務常任委員会付託）

○議長（森永茂男） 日程第6、議案第45号、砥部町課設置条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。相原総務課長。

○総務課長（相原清志） 議案第45号につきましてご説明を申し上げます。議案書をご覧ください。砥部町課設置条例の一部改正について。砥部町課設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成29年12月8日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由につきましては、議案書の下の方をご覧ください。公営企業部門のマネジメント強化を図るため、生活環境課を再編し、上下水道課を新設するため、提案するものでございます。改正内容でございますが、砥部町の組織に新たに上下水道課を加え、国体推進課を廃止するものでございます。これに伴いまして、本条例のほか、二つの条例の改正を行っております。それでは、議案第45号の資料1をご覧ください。砥部町課設置条例の新旧対照表でございます。第1条第11号の国体推進課を上下水道課に改めるものでございます。次に、議案第45号資料2、それと資料3をご覧ください。それぞれ、砥部町下水道事業審議会設置条例と砥部町水道事業の設置に関する条例の新旧対照表でございます。それぞれ事務の処理を行う課を生活環境課から上下水道課に改めております。それでは、議案書にお戻りください。附則の第1条といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものといたしております。以上で、議案第45号の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（森永茂男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 45 号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（森永茂男） 異議なしと認めます。

よって議案第 45 号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第 7 議案第 46 号 砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
(説明、質疑、総務常任委員会付託)

○議長（森永茂男） 日程第 7、議案第 46 号、砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。相原総務課長。

○総務課長（相原清志） 議案第 46 号につきましてご説明を申し上げます。議案書をご覧ください。砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について。砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成 29 年 12 月 8 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由につきましては、下段の方をご覧ください。児童福祉法等の一部を改正する法律による児童福祉法の改正により、里親のうち、養子縁組によって養親になることを希望している者について、養子縁組里親として法定化するとともに、里親に関する定義規定が項建てから号建てに再編されたことに伴い、提案するものでございます。改正内容につきましては、議案第 46 号資料をご覧ください。砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の新旧対照表でございます。1 ページの第 8 条の 2 は、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務の規定でございますが、この第 1 項では、育児を行う職員の早出遅出勤務について定めております。この第 1 項中、第 6 条の 4 第 1 項を第 6 条の 4 第 2 項に、また、里親を養子縁組里親に改め、のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者を削ります。2 ページをご覧ください。第 2 項は、介護を行う職員の早出遅出勤務についての規定でございますが、条項中の第 1 項の引用部分につきまして、先ほどと同じ改正を行うものでございます。なお、今回の改正によりまして、条例の内容そのものの変更はございません。では、議案書にお戻りください。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとしていたしております。以上で、議案第 46 号の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（森永茂男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 46 号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（森永茂男） 異議なしと認めます。

よって議案第 46 号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。



日程第8 議案第47号 砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

(説明、質疑、総務常任委員会付託)

○議長（森永茂男） 日程第8、議案第47号、砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。相原総務課長。

○総務課長（相原清志） 議案第47号につきましてご説明申し上げます。議案書をご覧ください。砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成29年12月8日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由につきましては、議案書の裏の2ページをご覧ください。雇用保険法等の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、同法において、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が平成29年10月1日から施行されたことに伴い、所要の規定を整備するため、提案するものでございます。改正の主な内容につきましては、非常勤職員の育児休業期間を子が2歳に達するまで延長できる場合を規定すること。それと、育児休業の再度の延長と育児短時間勤務をすることができる特別な事情に追加を行うことの2点でございます。それでは、改正の内容についてご説明をいたします。議案第47号資料をご覧ください。砥部町職員の育児休業等に関する条例の新旧対照表でございます。まず、1ページの第2条でございますが、これは育児休業をすることができない職員についての規定でございます。第4号のA、(イ)をご覧ください。改正内容は、第2条の3第3号においてを以下に改め、(イ)の次に、(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に到達する日)を加えます。次に、1ページの下から2ページにかけてでございますが、改正前の第2条の3と第2条の4の間に新たな条として第2条の4を追加し、改正前の第2条の4を第2条の5に繰り下げます。改正後の第2条の4は、非常勤職員の子の養育の事情を考慮して、子が2歳に達するまで育児休業を取得することができる場合の規定を追加するものでございます。第1号で、非常勤職員又はその配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合を規定し、第2号では、子の1歳6箇月到達後の継続的な勤務のために育児休業をすることが必要と認められる場合として規則で定める場合を規定しております。このいずれにも該当する場合に、非常勤職員が1歳6箇月到達日の翌日から2歳に達するまでの子どもを養育するために育児休業をすることができるように定めるものでございます。次に、2ページの下段から3ページ前段にかけてでございます。第3条は、育児休業をしたことがある職員が、再度、当該子の育児休業をできる特別な事情についての規定でございます。第6号において、育児休業の終了時に予測できなかった事実が生じたこととして、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことを追加するとともに、第7号において、第2条の4の規定に該当することを追加するものでございます。次に、3ページ中段でございますが、第4条は、育児休業の期間の再度の延長ができる特別な事情の規定についてでございます。育児休業の期間の延長の請求時に予測できなかった事実が生じたことの例示として、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことを追加しています。また、3ページの下段から4ページにかけての第10条でございますが、これは、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過していない場合でも育児短時間勤務

をすることができる特別な事情についての規定でございます。第7号において、育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことの例示として、先ほどと同様の趣旨の文言を追加しております。それでは、議案書にお戻りください。裏面の2ページの中段でございますが、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するをいたしております。以上で、議案第47号の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしく申し上げます。

○議長（森永茂男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第47号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森永茂男） 異議なしと認めます。

よって議案第47号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

#### 日程第9 議案第48号 砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について

##### （説明、質疑、総務常任委員会付託）

○議長（森永茂男） 日程第9、議案第48号、砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。相原総務課長。

○総務課長（相原清志） 議案第48号につきましてご説明を申し上げます。議案書をご覧ください。砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について。砥部町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。平成29年12月8日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由といたしましては、議案書の最終ページ、10ページをご覧ください。平成29年8月8日の人事院勧告並びに平成29年10月12日の愛媛県人事委員会勧告に従い、議会議員及び特別職の期末手当の額並びに職員の給与の額を改定するため、提案するものでございます。今回の主な改正内容は4点ございます。まず、職員の給料表の額が引き上げられること。次に、医療職の職員の初任給調整手当が引き上げられること。また、職員の勤勉手当、そして、議会議員特別職の期末手当が引き上げられること。そして、給与制度の総合的見直しにより、平成27年4月から実施されております給料額引き下げ前の現給保障と、55歳を超える行政職第6級の職員の給料等の1%減額措置が平成30年3月31日で終了することに伴う、文言の整理を行うこととでございます。このため、本条例を含め三つの条例の一部改正を行っております。まず、議案第48号資料1をご覧ください。改正条例第1条関係の砥部町職員の給与に関する条例の新旧対照表でございます。まず、1ページの第18条の3でございますが、医療職給料表の適用を受ける職員の初任給調整手当を平成29年4月1日にさかのぼって500円引き上げるため、同条第1項中、41万3,800円を41万4,300円に改めております。次に、1ページの後段から2ページ上段にかけての第19条の4でございますが、勤勉手当についての規定でございます。2ページをご覧ください。同条第2項の第1号と第2号におきまして、基礎額に乗ずる割合を再任用職員以外の職員を0.1月分引き上げて0.95

月分、再任用職員を0.05月分引き上げて0.45月分とするための所要の改正を行っております。平成29年12月1日からの適用でございます。また、この改正に伴いまして、平成30年3月31日までの経過措置のうち、附則第9項で定めております55歳を超える行政職6級の職員の勤勉手当の1%減額支給措置に係る所要の改正を行っております。続きまして、2ページの下段から7ページの中段にかけては、別表第1行政職給料表、また、7ページの下段から11ページ最後までにかけての別表第2は、医療職給料表の改定の内容でございます。いずれも愛媛県人事委員会勧告に従いまして改正を行っております。平成29年4月1日からの適用でございます。次に、議案第48号資料2をご覧ください。改正条例第2条関係の砥部町職員の給与に関する条例の新旧対照表でございます。まず、1ページの第4条の2でございますが、再任用短時間勤務職員の給料月額についての規定でございます。先ほども申し上げましたが、附則第6項が平成30年3月31日までの経過措置であることから、平成30年4月1日からその関連する部分を削るものでございます。次に、1ページの後段から2ページの上段にかけてでございますが、これは期末手当についての規定でございます。第9条の第1項と第4項において、附則第6項に関する標記があるため、先ほどと同様に関連する部分を削るものでございます。次に、2ページの中段から3ページ上段にかけてでございますが、勤勉手当についての規定でございます。これも第19条の4の第1項と第2項第1号に附則第6項に関する標記があるため、先ほど同様、関連する部分を削るものでございます。3ページの上段をご覧ください。この第1号と第2号におきまして、平成30年4月1日からの6月期、12月期の勤勉手当の基礎額に乗ずる割合を再任用職員以外の職員については0.9月分とし、再任用職員については0.425月分とするための所要の改正を行っております。3ページ下段の別表第1の行政職給料表でございますが、愛媛県人事委員会の勧告に準じ、平成30年4月1日から、職務の級4級に8号級の増設を行うものでございます。続きまして、残りの資料の3から資料6までを一括でご説明をさせていただきます。改正条例の第3条から第6条についての説明となります。資料3と資料4が砥部町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例について、資料5と資料6が砥部町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の新旧対照表でございます。改正の内容といたしましては、町議会議員特別職の期末手当の基礎額に乗ずる割合について、人事院勧告に伴う国の指定職の期末勤勉手当率の改正に倣いまして所要の改正を行っております。議会議員特別職の期末手当の基礎額に乗ずる割合を本年12月期を0.05月分引き上げて1.75月分とし、平成30年4月1日以降、6月期を1.575月分、12月期を1.725月分とするための所要の改正を行っております。それでは、議案書にお戻りください。議案書の9ページをお願いします。9ページの下の方ですが、附則といたしまして第1項で、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、平成30年4月1日から施行するものといたしております。また、第2項では適用日について、10ページの第3項では給与の内払について、それぞれ規定を行っております。以上で、議案第48号の説明を終わらせていただきます。ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（森永茂男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 48 号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（森永茂男） 異議なしと認めます。

よって議案第 48 号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第 10 議案第 49 号 砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
(説明、質疑、厚生文教常任委員会付託)

○議長（森永茂男） 日程第 10、議案第 49 号、砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。田邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（田邊敏之） それでは、議案第 49 号についてご説明をさせていただきます。議案第 49 号をお手元をお願いします。砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成 29 年 12 月 8 日提出、砥部町長佐川秀紀。まず、提案理由でございます。ページ下段をご覧ください。提案理由につきましては、第 7 次地方分権一括法の公布に伴いまして、認定こども園法が改正され、同法を引用しておりました本条例に項ずれが生じたため、提案するものでございます。この砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定教育保育施設の運営に関する基準を定めるものとして、平成 27 年度より施行されております。改正に至る経緯ですが、第 7 次地方分権一括法が一部を除いて平成 30 年 4 月 1 日から施行されることとなります。第 7 次地方分権一括法は、提案募集方式における地方公共団体からの提案等を踏まえて、閣議決定された平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針等に基づきまして、都道府県から指定都市等へ事務や権限の委譲や地方公共団体に対する義務付け、枠付けの見直し等を推進するためのものでございます。その中で認定こども園法が改正され、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認定権限等が、都道府県から指定都市への委譲のみという形で実現される見込みでございます。本町におきましては、委譲業務には、直接には影響は及ぼしませんが、それに伴います認定こども園法が改正される中で、同法を引用していた本条例に生ずる項ずれを是正するものでございます。次ページの新旧対照表をご覧ください。同条例の第 15 条第 1 項第 2 号中、同条第 9 項を同条第 11 項に改めることといたします。改めました第 11 項の内容としましては、県知事が認定した施設については公示するものでございまして、従前どおりで変わりはありません。また、附則といたしまして、この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上で、議案第 49 号に関する説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（森永茂男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 49 号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（森永茂男） 異議なしと認めます。

よって議案第 49 号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここでしばらく休憩といたします。再開は 10 時 40 分の予定です。

午前 10 時 23 分 休憩

午前 10 時 40 分 再開

~~~~~

日程第 11 議案第 50 号 平成 29 年度砥部町一般会計補正予算(第 5 号)

日程第 12 議案第 51 号 平成 29 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)

日程第 13 議案第 52 号 平成 29 年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)

日程第 14 議案第 53 号 平成 29 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)

日程第 15 議案第 54 号 平成 29 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算(第 1 号)

日程第 16 議案第 55 号 平成 29 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算(第 1 号)

日程第 17 議案第 56 号 平成 29 年度砥部町水道事業会計補正予算(第 3 号)

(説明・質疑・所管常任委員会付託)

○議長（森永茂男） それでは、再開いたします。日程第 11、議案第 50 号、平成 29 年度砥部町一般会計補正予算第 5 号から日程第 17、議案第 56 号、平成 29 年度砥部町水道事業会計補正予算第 3 号までの 7 件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） それでは、私からは議案第 50 号の一般会計から議案第 54 号の浄化槽特別会計の補正予算につきましてご説明をさせていただきます。それでは、一般会計から説明をさせていただきます。予算書の 1 ページをお願いをいたします。議案第 50 号、平成 29 年度砥部町一般会計補正予算第 5 号。平成 29 年度砥部町の一般会計補正予算第 5 号は、次に定めるところによる。第 1 条、歳入歳出予算補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 8,625 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 86 億 7,482 万 8 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。第 2 条、地方債補正、地方債の変更は、第 2 表、地方債補正による。平成 29 年 12 月 8 日提出、砥部町長佐川

秀紀。それでは、3ページをお開きください。歳出でございます。補正の主なものにつきましてご説明をさせていただきます。全体的なところで、給与改定等に伴いまして、人件費を総額で1,923万2千円増額をしております。まず、1款議会費でございますが、30万9千円追加し1億743万1千円といたしました。人件費の補正でございます。次に、2款総務費でございますが、1,663万9千円を追加し11億3,473万2千円といたしました。人件費の補正でございます。次に、3款民生費でございますが、6,750万5千円を追加し29億3,059万7千円といたしました。人件費補正のほか、社会福祉総務費では、障害福祉サービス等について利用が増加いたしましたために扶助費554万5千円の追加、国民健康保険特別会計事業勘定への繰出金539万6千円の追加などを行いました。児童福祉費では、利用人数の増加によりまして、私立保育所広域保育委託料551万6千円の追加などを行いました。次に、4款衛生費でございますが、1,547万2千円減額し8億2,862万6千円といたしました。人件費補正のほか、上水道事業で水道事業会計への出資金を1,600万円減額をいたしました。次に、6款農林水産業費でございますが、110万7千円を追加し3億1,553万2千円といたしました。人件費補正のほか、林業費で、来年5月に砥部町で開催する愛媛県植樹祭の参加記念品等の関係経費を59万6千円追加をいたしました。次に、7款商工費でございますが、56万3千円追加し2億4,841万6千円といたしました。人件費の補正でございます。次に、8款土木費でございますが、533万9千円減額し7億6,415万7千円といたしました。人件費補正のほか、道路橋りょう費で、下水道工事に伴う舗装工事箇所が増加に伴い、公共下水道事業会計に対する負担金400万円の増加、都市計画費で公共下水道事業会計への補助金を1,100万円減額をいたしました。次に、9款消防費でございますが、103万円追加し4億7,630万7千円といたしました。伊予消防等事務組合に対する負担金を103万円追加をいたしました。次に、10款教育費でございますが、3,711万6千円追加し11億7,505万8千円といたしました。人件費の補正のほか、小学校費で麻生小学校の駐車場用地の購入費2,703万3千円の追加、保健体育費で新学校給食センターの運営費としまして、賄材料費516万1千円、調理用消耗品費117万6千円等を追加をいたしました。次に、11款災害復旧費でございますが、8,280万円追加し8,980万円といたしました。台風で被災いたしました普通河川、町道、農道等の復旧に要する工事等の追加でございます。次に、歳入でございますが2ページをお願いをいたします。11款分担金及び負担金を616万1千円を追加をいたしました。学校給食材料費負担金及び農業用施設災害復旧費地元負担金でございます。13款国庫支出金を6,532万3千円を追加をいたしました。国庫負担金では、障害者福祉費負担金2,773万1千円、土木施設災害復旧費負担金3,335万円など、国庫補助金では、農業用施設現年災害復旧費補助金320万円でございます。14款県支出金を1,613万4千円追加をいたしました。障害者福祉費負担金1,386万5千円などでございます。18款繰越金を7,044万円追加をいたしました。20款町債を2,820万円追加をいたしました。これにつきましては、公共土木災害復旧債を4,260万円、農業用施設災害復旧債を160万円追加するとともに、一般会計出資債を1,600万円減額をいたしました。次に、5ページをお願いをいたします。地方債補正でございます。まず、災害復旧事業におきまして、公共土木災害復旧債4,260万円、農業用施設災害復旧債160万円、

合わせまして4,420万円追加をし5,120万円といたしました。また、一般会計出資債につきましては1,600万円減額し1億4,450万円とするものでございます。一般会計につきましては、以上でございます。続きまして、国民健康保険事業特別会計につきましてご説明をさせていただきます。補正予算書をお手元にお願いをいたします。議案第51号、平成29年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号。平成29年度砥部町の国民健康保険事業特別会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算補正、事業勘定は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ594万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億8,499万1千円とする。直営診療施設勘定は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,146万3千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成29年12月8日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、3ページをお願いをいたします。まず、事業勘定の歳出でございますが、2款保険給付費、3款後期高齢者支援金等、6款介護納付金につきましては、補正額はございませんが、一般会計繰入金との財源組替を行っております。10款諸支出金につきましては、594万3千円を追加し2,372万円といたしました。28年度の療養給付費等負担金等の超過交付分の返還金でございます。2ページをお願いをいたします。歳入でございますが、一般会計繰入金539万6千円、繰越金を54万7千円追加をいたしました。次に、5ページをお願いをいたします。直営診療施設勘定の歳出でございますが、1款総務費を20万6千円追加をし5,528万7千円といたしました。これにつきましては、人件費補正のほか、医師会への負担金を10万8千円追加をいたしました。4ページをお願いをいたします。歳入でございますが、8款繰入金、これは一般会計繰入金でございますが、20万6千円追加しました。国民健康保険事業特別会計につきましては、以上でございます。続きまして、後期高齢者医療特別会計につきましてご説明をさせていただきます。予算書をお手元にお願いをいたします。1ページをお願いいたします。議案第52号、平成29年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号。平成29年度砥部町の後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,763万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,355万9千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成29年12月8日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、3ページをお願いをいたします。歳入でございます。2款後期高齢者医療広域連合納付金を、1,763万3千円を追加し2億5,135万4千円といたしました。後期高齢者医療保険料の増額が見込まれるための追加でございます。2ページをお願いをいたします。歳入でございます。1款後期高齢者医療保険料1,126万8千円、それと2款繰越金636万5千円でございます。後期高齢者医療特別会計につきましては、以上でございます。続きまして、介護保険事業特別会計につきましてご説明をさせていただきます。予算書の1ページをお願いをいたします。議案第53号、平成29年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第3号。平成29年度砥部町の介護保険事業特別会計補正予算第3号は、次に定め

るところによる。第1条、歳入歳出予算補正、保険事業勘定は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ164万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億8,760万7千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成29年12月8日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、3ページをお願いいたします。保険事業勘定の歳出でございます。1款総務費を132万5千円追加し4,252万円といたしました。伊予地区介護認定審査会共同設置システムの改修に対する負担金132万5千円でございます。4款地域支援事業費を30万円追加し1億1,149万4千円といたしました。人件費補正でございます。7款諸支出金を1万8千円追加し729万1千円といたしました。28年度の支払基金交付金の超過分の返還金でございます。2ページをお願いいたします。歳入でございますが、主なものといたしまして、7款繰入金で一般会計繰入金137万1千円などがございます。介護保険事業特別会計につきましては、以上でございます。続きまして、浄化槽特別会計につきましてご説明をさせていただきます。補正予算書の1ページをお願いいたします。議案第54号、平成29年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第1号。平成29年度砥部町の浄化槽特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算補正、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ47万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,426万6千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成29年12月8日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、3ページをお願いいたします。歳出でございますが、1款浄化槽点検管理費を47万3千円を追加し7,320万5千円といたしました。これにつきましては、人件費の補正でございます。2ページをお願いいたします。歳入でございます。5款繰入金47万3千円でございます。浄化槽特別会計につきましては、以上でございます。以上で、議案第50号の一般会計補正予算から議案第54号の浄化槽特別会計補正予算までの説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（森永茂男） 田中生活環境課長。

○生活環境課（田中克典） 引き続きまして、議案第55号、56号についてご説明申し上げます。まずは、議案第55号からお願いいたします。1ページをお開きください。平成29年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。第1条、平成29年度砥部町公共下水道事業会計の補正予算第1号は、次に定めるところによる。第2条、平成29年度砥部町公共下水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。2、年間汚水処理水量を33万5,800立方メートル、3、1日平均処理水量を920立方メートル、4、主要な建設改良事業、管渠整備4億4,950万円。第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものがございます。まず、収入でございますが、1款1項営業収益を795万3千円増額し7,436万4千円に、2項、営業外収益を1,367万円減額し2億2,746万9千円とし、収入合計を差し引き、571万7千円減額し3億188万3千円とするものがございます。増減の主な内容でございますが、営業収益における下水道使用料の増額でございます。営業外収益につきましては、事業減少に伴う一般会計補助金及

び消費税等の還付金の減額でございます。次に、支出でございますが、1款1項営業費用を280万4千円減額し2億7,456万5千円に、2項営業外費用を59万減額し864万2千円とし、支出合計を339万4千円減額し2億8,375万7千円とするものでございます。主な要因でございますが、営業費用につきましては、下水道全体計画の委託料の減額及び給与改定によるものでございます。また、営業外費用は、企業債、利率の見直しによる減額でございます。次に、第4条、予算第4条本文括弧書中不足する額1億1,765万5千円を不足する額1億537万2千円に、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,100万円と過年度分損益勘定留保資金9,665万5千円を当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,800万円と過年度分損益勘定留保資金8,737万2千円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。まず、収入でございます。1款1項企業債で3,260万円減額し2億2,940万円に、3項補助金で3,950万円減額し1億7,100万円に、4項負担金及び分担金で1,077万3千円増額し2,584万8千円に、5項他会計負担金で400万円増額し2,500万円として収入合計を差し引き、5,732万7千円減額し4億7,124万8千円とするものでございます。主な要因は、国庫交付金の減額によるものでございます。次に、支出でございます。1款1項建設改良費で6,979万1千円減額し4億7,512万1千円に、2項企業債償還金で18万1千円増額し1億149万9千円とし、支出合計を差し引き、6,961万円減額し5億7,662万円とするものでございます。主な要因は、国庫補助金が減額されたことによります工事請負費の事業減及び利率の見直しによる企業債元金償還金の増額によるものでございます。2ページをお願いいたします。第5条、予算第5条に定めた起債の限度額を次のように改めるものでございます。限度額を3,260万円減額し2億2,940万円とするものでございます。次に、第6条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり改めるもので、職員給与費を50万8千円増額し4,448万6千円とするものでございます。次に、第7条、予算第9条本文中の一般会計からこの会計へ補助を受ける金額1億4,000万円を1億2,900万円に改めるものでございます。平成29年12月8日提出、砥部町長佐川秀紀。以上で、下水道会計の方の説明を終わります。続きまして、議案第56号をお願いいたします。1ページをお願いいたします。平成29年度砥部町水道事業会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。第1条、平成29年度砥部町水道事業会計の補正予算第3号は、次に定めるところによる。第2条、平成29年度砥部町水道事業会計の予算第2条に定めた業務の予定量を次のように改めます。4、主要な建設改良事業、第8次拡張事業3億4,700万円。第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するものでございます。収入でございますが、1款1項営業収益を28万5千円増額し3億1,016万2千円とし、収入合計を3億5,442万9千円とするものでございます。要因は、一般会計からの児童手当負担分でございます。次に、支出でございますが、1款1項営業費用を43万1千円増額し2億8,919万1千円に、2項営業外費用を10万7千円増額し2,528万7千円とし、支出合計を53万8千円増額し3億1,552万8千円とするものでございます。主な増額の要因でございますが、営業費用につきましては、給与改定によるもの、公用車の燃料費の不足分でございます。営業外費用につきましては、企業債の支払利息の不足分でございます。次に、第4条、予算第4条本文括弧書中不足



する額1億2,499万円を不足する額1億2,408万5千円に改め、過年度分損益勘定留保資金3,201万9千円を過年度分損益勘定留保資金3,111万4千円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。まず、収入でございますが、1款1項企業債で1,600万円減額し2億7,920万円に、2項補助金で1,080万1千円減額し5,745万5千円に、6項出資金で1,600万円減額し1億4,450万円とし、収入合計を4,280万1千円減額し5億1,815万5千円とするものでございます。主な要因は、第8次拡張事業の減額に伴う国庫補助金、企業債、出資金の減額によるものでございます。2ページをお願いいたします。次に、支出でございます。1款建設改良費を4,370万6千円減額し5億5,527万2千円とし、支出合計を4,370万6千円減額し6億4,224万円とするものでございます。主な要因は、第8次拡張事業の減額による工事請負費の減でございます。次に、第5条、予算第5条に定めた起債の限度額を1,600万円減額し2億7,920万円にするものでございます。次に、第6条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。職員給与費を51万1千円増額し4,578万8千円とするものでございます。平成29年12月8日提出、砥部町長佐川秀紀。以上で、説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（森永茂男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第50号から議案第56号までの7件については、所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森永茂男） 異議なしと認めます。

よって議案第50号から議案第56号までの7件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。各常任委員会に付託しました議案の審査報告については、12月15日の本会議でお願いします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日はこれで散会します。

午前11時8分 散会

平成 29 年第 4 回砥部町議会定例会（第 3 日）会議録

|                                                                 |                                                                                                                            |                                                                                                                              |                                                             |
|-----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 招 集 年 月 日                                                       | 平成 29 年 12 月 15 日                                                                                                          |                                                                                                                              |                                                             |
| 招 集 場 所                                                         | 砥部町議会議事堂                                                                                                                   |                                                                                                                              |                                                             |
| 開 会                                                             | 平成 29 年 12 月 15 日 午前 9 時 30 分 議長宣告                                                                                         |                                                                                                                              |                                                             |
| 出 席 議 員                                                         | 1 番 柿本 正<br>4 番 東 勝一<br>7 番 森永茂男<br>10 番 西岡利昌<br>13 番 井上洋一<br>16 番 三谷喜好                                                    | 2 番 佐々木公博<br>5 番 菊池伸二<br>8 番 松崎浩司<br>11 番 政岡洋三郎<br>14 番 中島博志                                                                 | 3 番 原田公夫<br>6 番 佐々木隆雄<br>9 番 大平弘子<br>12 番 山口元之<br>15 番 平岡文男 |
| 欠 席 議 員                                                         | なし                                                                                                                         |                                                                                                                              |                                                             |
| 地方自治法<br>第 121 条第 1<br>項の規定に<br>より説明の<br>ため会議に<br>出席した者<br>の職氏名 | 町 長 佐川秀紀<br>教育長 武智省三<br>企画財政課長 大江章吾<br>戸籍税務課長 富岡 修<br>介護福祉課長 門田伸介<br>建設課長 白形敏明<br>生活環境課長 田中克典<br>会計管理者 門田 巧<br>学校教育課長 門田敬三 | 副町長 上田文雄<br>総務課長 相原清志<br>地域振興課長 岡田洋志<br>保険健康課長 松下寛志<br>子育て支援課長 田邊敏之<br>農林課長 大内 均<br>国体推進課長 西松伸一<br>広田支所長 高橋 桂<br>社会教育課長 町田忠彦 |                                                             |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                                              | 議会事務局長 前田正則<br>庶務係長 中山晃志                                                                                                   |                                                                                                                              |                                                             |
| 傍 聴 者                                                           | 1 人                                                                                                                        |                                                                                                                              |                                                             |

平成 29 年第 4 回砥部町議会定例会議事日程 第 3 日

・開 議

- 日程第 1 議案第 44 号 砥部町認定こども園条例の制定について
- 日程第 2 議案第 45 号 砥部町課設置条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第 46 号 砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 47 号 砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 48 号 砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第 6 議案第 49 号 砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 50 号 平成 29 年度砥部町一般会計補正予算(第 5 号)
- 日程第 8 議案第 51 号 平成 29 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 9 議案第 52 号 平成 29 年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 10 議案第 53 号 平成 29 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 11 議案第 54 号 平成 29 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 12 議案第 55 号 平成 29 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 13 議案第 56 号 平成 29 年度砥部町水道事業会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 14 請願第 2 号 「年金支給の毎月払い」「年金支給開始年齢の引き上げは行わないこと」を求める請願
- 日程第 15 議員派遣
- 追加日程第 1 発議第 4 号 砥部町議会委員会条例の一部改正について

・閉 会

平成 29 年第 4 回砥部町議会定例会

平成 29 年 12 月 15 日（金）

午前 9 時 30 分開議

○議長（森永茂男） ただいまから、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第 1 議案第 44 号 砥部町認定こども園条例の制定について
(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（森永茂男） 日程第 1、議案第 44 号、砥部町認定こども園条例の制定についてを議題とします。委員長の報告を求めます。政岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（政岡洋三郎） 厚生文教常任委員会に付託されました議案第 44 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 44 号、砥部町認定こども園条例の制定については、待機児童の解消等を目的に砥部保育所と砥部幼稚園を統合し、町立幼保連携型認定こども園を設置するため制定するものです。条文は、第 1 条から第 10 条まであり、設置、事業、入園資格、入園手続、委任などについて規定しており、名称を砥部町立砥部こども園、位置を砥部町大南 710 番地としています。保育料の額は、子ども・子育て支援法の基準により算出した費用の額としています。附則において、この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとし、ただし書で、入園手続、延長保育事業又は預かり保育事業の申し込み及び承認手続等の準備行為は、この条例の施行の前日においても行うことができるとしています。また、保育料の額に関する経過措置を設けています。さらに、この条例の制定に伴い関連する砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、砥部町学校条例及び砥部町保育所条例について、所要の改正がなされています。審議の過程で、宮内、麻生の保育所、幼稚園の認定こども園への移行計画について質疑があり、宮内については、平成 31 年度以降、認定こども園化を計画しており、麻生については、現在、麻生保育所の改築を進めており、今後、検討していきたいとの答弁がありました。審査の結果、この条例の制定内容は適正と認められ、よって議案第 44 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（森永茂男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（森永茂男） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（森永茂男） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 44 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~  
日程第 2 議案第 45 号 砥部町課設置条例の一部改正について

(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（森永茂男） 日程第 2、議案第 45 号、砥部町課設置条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。三谷総務常任委員長。

○総務常任委員長（三谷喜好） 総務常任委員会に付託されました議案第 45 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 45 号、砥部町課設置条例の一部改正については、国体推進課を廃止し、公営企業部門の経営管理の能率化を図るために生活環境課を再編し、上下水道課を新設するために改正を行うもので、第 1 条の課の設置に関する条文中、国体推進課を上下水道課に改めます。附則において、この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行するとしています。また、この改正に伴い、関連する砥部町下水道事業審議会設置条例と砥部町下水道事業の設置に関する条例について、所要の改正が行われています。この改正内容は適正と認められ、よって議案第 45 号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長（森永茂男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（森永茂男） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（森永茂男） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 45 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~  
日程第 3 議案第 46 号 砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（森永茂男） 日程第 3、議案第 46 号、砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。三谷総務常任委員長。

○総務常任委員長（三谷喜好） 総務常任委員会に付託されました議案第 46 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 46 号、砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、児童福祉法の改正により、里親のうち、養子縁組によって養親に

なることを希望している者を養子縁組里親として法定化するとともに、里親に関する定義規定が再編されたことに伴い改正を行うものでございます。第8条の2第1項及び第2項中の第6条の4第1項を第6条の4第2号に、里親を養子縁組里親に改め、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者を削るというものです。附則において、この条例は、公布の日から施行するとしています。この改正内容は適正と認められ、よって議案第46号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長（森永茂男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（森永茂男） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（森永茂男） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第46号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第4 議案第47号 砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

##### (総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（森永茂男） 日程第4、議案第47号、砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。三谷総務常任委員長。

○総務常任委員長（三谷喜好） 総務常任委員会に付託されました議案第47号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第47号、砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、雇用保険法等の一部を改正する法律において、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が平成29年10月1日から施行されたことに伴い、所要の規定を整備するため改正を行うもので、その主な内容は、非常勤職員の育児休業期間を子が2歳に達する日まで延長できる場合を規定するとともに、育児休業の再延長や育児短時間勤務をすることができる特別な事情として定められている、育児休業の終了時に予測できなかった事実が生じたことの例示に、保育所等における保育の利用を希望し申し込みを行っているが、当面その実施が行われないことを追加するものです。附則において、この条例は、公布の日から施行するとしています。この改正内容は適正と認められ、よって議案第47号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（森永茂男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（森永茂男） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（森永茂男） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 47 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 5 議案第 48 号 砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について

(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（森永茂男） 日程第 5、議案第 48 号、砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。三谷総務常任委員長。

○総務常任委員長（三谷喜好） 総務常任委員会に付託されました議案第 48 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 48 号、砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正については、人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告に従い、職員の給与の額並びに議会議員及び特別職の期末手当の額を改定するため、改正を行うもので、その主な内容は、医療職の職員の初任給調整手当が 41 万 3,800 円から 500 円引き上げられ、41 万 4,300 円に改められること、一般職の再任用職員以外の職員の勤勉手当が 0.1 月分、再任用職員の勤勉手当が 0.05 月分引き上げられること、給料表の額が引き上げられること、議会議員及び特別職の期末手当が 0.05 月分引き上げられることです。このため、砥部町職員の給与に関する条例、砥部町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、砥部町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の 3 条例の一部改正を行っています。附則において、この条例は、公布の日から施行することとし、条例の規定の一部については、別に施行日及び適用日を定めています。さらに、給与の内払について規定しています。この改正内容は適正と認められ、よって議案第 48 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（森永茂男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（森永茂男） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛

成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（森永茂男） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 48 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 6 議案第 49 号 砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（森永茂男） 日程第 6、議案第 49 号、砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。政岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（政岡洋三郎） 厚生文教常任委員会に付託されました議案第 49 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 49 号、砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、第 7 次地方分権一括法の公布に伴い、認定こども園法が改正され、引用条文に項ずれが生じたため改正を行うもので、第 15 条の条文中、同条第 9 項を同条第 11 項に改めるものです。附則において、この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとしています。この改正内容は適正と認められ、よって議案第 49 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（森永茂男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（森永茂男） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（森永茂男） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 49 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 7 議案第 50 号 平成 29 年度砥部町一般会計補正予算(第 5 号)

日程第 8 議案第 51 号 平成 29 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)

日程第 9 議案第 52 号 平成 29 年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)

日程第 10 議案第 53 号 平成 29 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)

日程第 11 議案第 54 号 平成 29 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算(第 1 号)

日程第 12 議案第 55 号 平成 29 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算(第 1 号)

日程第 13 議案第 56 号 平成 29 年度砥部町水道事業会計補正予算(第 3 号)

(所管常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(森永茂男) 日程第 7、議案第 50 号、平成 29 年度砥部町一般会計補正予算第 5 号から日程第 13、議案第 56 号、平成 29 年度砥部町水道事業会計補正予算第 3 号までの 7 件を一括議題とします。委員長の報告を求めます。三谷総務常任委員長。

○総務常任委員長(三谷喜好) 総務常任委員会に付託されました補正予算について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 50 号、平成 29 年度砥部町一般会計補正予算第 5 号のうち、当委員会所管の歳出は、消防費で伊予消防等事務組合の人件費等の補正に伴い組合負担金を 103 万円追加しています。以上のほか、職員の人件費の補正がなされています。次に、歳入については、負担金を 616 万 1 千円増額、国庫支出金を 6,532 万 3 千円増額、県支出金を 1,613 万 4 千円増額、繰越金を 7,044 万円増額しています。また、地方債補正では、災害復旧事業債を 4,420 万円増額、上水道第 8 次拡張事業に係る一般会計出資債を 1,600 万円減額しています。以上、補正内容は適正と認められ、よって議案第 50 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長(森永茂男) 松崎産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(松崎浩司) 産業建設常任委員会に付託されました補正予算 4 件について、審査の結果をご報告申し上げます。はじめに、議案第 50 号、平成 29 年度砥部町一般会計補正予算第 5 号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、衛生費、上水道費関係では、水道事業会計の人件費に充てるため、水道負担金を 28 万 5 千円追加、上水道第 8 次拡張事業において、入札の執行により事業費に不用額が出たため、出資金を 1,600 万円減額しています。農林水産業費、林業費関係では、平成 30 年 5 月開催予定の県植樹祭が砥部町で開催されるため、その関連経費として 59 万 6 千円追加しています。土木費、道路橋りょう費関係では、公共下水道舗装補修工事に伴う道路管理者負担金を 400 万円追加しています。都市計画費関係では、公共下水道事業会計において下水道使用料増収及び下水道全体計画等策定事業において不用額が出たため、公共下水道事業会計への補助金を 1,100 万円減額しています。災害復旧費、公共土木施設災害復旧費関係では、9 月の台風 18 号により被災した普通河川及び道路施設の町単独事業の復旧工事に伴う関係経費を 2,600 万円追加しています。この事業は、全額災害復旧事業債で賄っています。また、台風 18 号及び 10 月の台風 21 号により被災した道路施設の国庫補助事業の復旧工事に伴う関係経費を 5,080 万円追加しています。この財源として、国庫支出金を 3,335 万円、災害復旧事業債を 1,660 万円充てています。農林水産業施設災害復旧費関係では、台風 18 号により被災した農業用施設の国庫補助事業の復旧工事に伴う関係経費を 600 万円追加しています。この財源として、地元負担金を 100 万円、国庫支出金を 320 万円、災害復旧事業債を 160 万円充てています。以上のほか、職員の人件費などの補正がなされています。次に、議案第 54 号、平成 29 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第 1 号は、歳入歳出それぞれ 47 万 3 千円の追加補正で、その内容は人件費を追加するも

ので、全額繰越金で賄っています。次に、議案第 55 号、平成 29 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第 1 号は、年間汚水処理水量の予定量を 1 万 7,900 立方メートル追加し 33 万 5,800 立方メートルに、1 日平均処理水量の予定量を 50 立方メートル追加し 920 立方メートルに改めています。また、主な建設改良事業、管渠整備費を 7,000 万円減額し 4 億 4,950 万円に改めています。収益的収入及び支出の予定額を収入では 571 万 7 千円減額し 3 億 188 万 3 千円に、支出では 339 万 4 千円減額し 2 億 8,375 万 7 千円に改めています。支出の主なものは、下水道全体計画等策定費の減額に伴い委託料を 380 万円減額しています。また、資本的収入及び支出の予定額を収入では 5,732 万 7 千円減額し 4 億 7,124 万 8 千円に、支出では 6,961 万円減額し 5 億 7,662 万円に改めています。支出の主なものは、国庫交付金の減額に伴う事業費削減により工事請負費を 6,750 万円減額しています。また、不足する額を 1 億 537 万 2 千円に改め、その不足額は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,800 万円と過年度分損益勘定留保資金 8,737 万 2 千円で補填するよう改めています。以上のほか、起債の限度額や職員給与費などの改正がなされています。次に、議案第 56 号、平成 29 年度砥部町水道事業会計補正予算第 3 号は、主な建設改良事業の第 8 次拡張事業予定量を 3 億 4,700 万円に改めています。収益的収入及び支出の予定額を収入では 28 万 5 千円追加し 3 億 5,442 万 9 千円に、支出では 53 万 8 千円追加し 3 億 1,552 万 8 千円に改めています。支出の主なものは、人件費を 36 万 5 千円、企業債支払利息を 10 万 7 千円追加しています。また、資本的収入及び支出の予定額を収入では 4,280 万 1 千円減額し 5 億 1,815 万 5 千円としています。支出では 4,370 万 6 千円減額し 6 億 4,224 万円としています。支出の主なものは、第 8 次拡張事業において入札執行等により不用額が出たため、工事請負費を 4,385 万 2 千円減額しています。また、不足する額を 90 万 5 千円減額し 1 億 2,408 万 5 千円に改めています。その不足額の減額は、補填する過年度分損益勘定留保資金を 90 万 5 千円減額し 3,111 万 4 千円に改めています。以上のほか、起債の限度額などの改正がなされています。いずれも適正な補正と認められ、よって議案第 50 号、第 54 号、第 55 号、第 56 号の 4 議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（森永茂男） 政岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（政岡洋三郎） 厚生文教常任委員会に付託されました補正予算 4 件について、審査の結果をご報告申し上げます。はじめに、議案第 50 号、平成 29 年度砥部町一般会計補正予算第 5 号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、民生費、社会福祉費関係では、障害福祉サービス、障害児通所支援の利用が増加したこと等により、扶助費等の関係経費を 5,562 万 4 千円追加しています。この財源として、国、県支出金を 4,159 万 6 千円充てています。国民健康保険の保険料軽減額の増加等に伴い、国民健康保険事業特別会計事業勘定への繰出金を 539 万 6 千円追加しています。この財源として、国、県支出金を 331 万 1 千円充てています。後期高齢者医療広域連合市町療養給付費の平成 28 年度実績に基づく精算により、不足する負担金を 105 万 7 千円追加しています。介護報酬改正等に伴い必要となった伊予地区介護認定審査会共同設置システムの改修経費として、介護保険事業特別会計へ

の繰出金を 132 万 5 千円追加しています。児童福祉費関係では、私立保育所の利用人数の増加により、私立保育所広域保育委託料を 551 万 6 千円追加しています。教育費、小学校費関係では、麻生小学校の来客用駐車場用地を購入するため、公有財産購入費を 2,703 万 3 千円追加しています。保健体育費関係では、新学校給食センターの管理運営において不足する経費を 552 万 2 千円追加しています。この財源として、給食材料費負担金を 516 万 1 千円充てています。以上のほか、職員の人件費などの補正がなされています。次に、議案第 51 号、平成 29 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第 3 号は、事業勘定では、歳入歳出それぞれ 594 万 3 千円の追加補正で、歳出では、療養給付費等負担金、特定健康診査等の国、県負担金の平成 28 年度実績に基づく精算により、超過交付分を返還するための償還金を 594 万 3 千円追加しています。歳入では、一般会計繰入金を 539 万 6 千円、繰越金を 54 万 7 千円追加しています。直営診療施設勘定では、歳入歳出それぞれ 20 万 6 千円の追加補正で、人件費を 9 万 8 千円、県・郡医師会負担金を 10 万 8 千円追加しています。全額一般会計からの繰入金で賄っています。次に、議案第 52 号、平成 29 年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号は、歳入歳出それぞれ 1,763 万 3 千円の追加補正で、歳出では、保険料等の増額が見込まれるため、広域連合納付金を 1,763 万 3 千円追加しています。歳入では、保険料を 1,126 万 8 千円、繰越金を 636 万 5 千円追加しています。次に、議案第 53 号、平成 29 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 3 号は、歳入歳出それぞれ 164 万 3 千円の追加補正で、歳出の主なものは、介護報酬の改正等に伴い必要となった伊予地区介護認定審査会の共同設置システム改修経費として、負担金を 132 万 5 千円追加しています。そのほか人件費を 30 万円追加しています。歳入では、国、県支出金を 14 万 1 千円、支払基金交付金を 4 万 1 千円、繰入金を 146 万 1 千円追加しています。いずれも適正な補正と認められ、よって議案第 50 号、第 51 号、第 52 号及び第 53 号の 4 議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（森永茂男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。

討論及び採決については、1 件ごとに行います。

議案第 50 号、平成 29 年度砥部町一般会計補正予算第 5 号について、討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（森永茂男） 討論なしと認めます。

議案第 50 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（森永茂男） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 50 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 51 号、平成 29 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第 3 号について、討

論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（森永茂男） 討論なしと認めます。

議案第 51 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（森永茂男） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 51 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 52 号、平成 29 年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（森永茂男） 討論なしと認めます。

議案第 52 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（森永茂男） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 52 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 53 号、平成 29 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 3 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（森永茂男） 討論なしと認めます。

議案第 53 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（森永茂男） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 53 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 54 号、平成 29 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第 1 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（森永茂男） 討論なしと認めます。

議案第 54 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（森永茂男） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 54 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 55 号、平成 29 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第 1 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（森永茂男） 討論なしと認めます。

議案第 55 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（森永茂男） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 55 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 56 号、平成 29 年度砥部町水道事業会計補正予算第 3 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（森永茂男） 討論なしと認めます。

議案第 56 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（森永茂男） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 56 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 14 請願第 2 号 「年金支給の毎月払い」「年金支給開始年齢の引き上げは行わないこと」を求める請願  
(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（森永茂男） 日程第 14、請願第 2 号、年金支給の毎月払い年金支給開始年齢の引き上げは行わないことを求める請願を議題とします。委員長の報告を求めます。政岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（政岡洋三郎） 厚生文教常任委員会に付託されました請願第 2 号、年金支給の毎月払い年金支給開始年齢の引き上げは行わないことを求める請願について、審査の結果をご報告申し上げます。請願事項は、隔月支給の年金を国際水準である毎月支給に改めること、年金支給開始年齢のこれ以上の引き上げは行わないことを求める意見書を政府関係省庁に提出することです。協議において、支給開始年齢の引き上げを行わないことについては理解できるが、毎月支給にすると手数料等経費が増額し支給額に影響するのではないかと。国民年金法で支払期日が定められている、また、定年が延長されており、今は、様子を見るべきである。平成元年に支給回数が 4 回から 6 回に改正されているが、現行のままでは影響はなく、今後、国が判断していくことである。との意見があり、採決の結果、請願第 2 号は不採択とすべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（森永茂男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 私は、この請願の趣旨にありますような、消費生活スタイルは月単位であり、毎月支給は高齢者にとり、切実で緊急の要求があること。また、年金給付における世代間格差をこれ以上拡大させず、併せて将来的に持続可能な年金制度に改善することが求められるといった趣旨を述べているこの請願の紹介議員として、厚生文教常任委員会での不採択に反対の討論を行いたいと思います。昨年の12月に、いわゆる年金カット法というのが成立したため、高齢者と現役労働者の年金は、毎年のように引き下げられることになりました。少し古いですが、2014年、厚生年金保険・国民年金事業の概況というのを見ますと、年金受給者の約37%、1,260万人が月10万円以下の年金です。基礎年金、これも平均になりますが月額約5万円のみを受給者が767万人、厚生年金受給者で月額10万円以下の受給者が393万人、あと、推定で無年金者が100万人というふうなデータが出ております。そのため定年退職後も年金収入だけでは暮らせない高齢者が嘱託や契約、アルバイト、パートなどで食いつながざるを得ないのではないのでしょうか。また、総務省が労働力調査というのを毎年出しております。2016年の数字ですが、今、現役労働者の37.5%、2,016万人が非正規雇用で働いており、年収200万円以下の貧困層が1,069万人にもなっています。このような人たちは、厚生年金や共済年金にも加入できないだけでなく、保険料が高すぎて国民年金にも加入できず、将来、無年金、低年金に陥る危険性があります。政府が、年金削減が世代間の公平性と持続性のためにと主張しておりますが、今後30年も減らし続けることによって、現役世代は減額された金額で年金受給がスタートするため、最大の被害者となります。委員会でも年齢の支給開始年齢の引き上げはしないということは分かるというふうにも報告もありましたが、本当に支給開始の年齢の引き上げなどはもってのほかではないのでしょうか。年金を含めた将来の生活設計もできなくなってしまいます。リストラや不安定雇用に歯止めをかけ、雇用と所得を増やし、年金の安定した支え手を増やすことの方が重要ではないのでしょうか。年金積立管理運用独立行政法人が管理している年金積立金は137億円あります。しかし、株価を上げるために株式への運用比率を倍増し、2015年から16年にかけて10兆円もの損失を出しています。しかし、これ、誰も責任も取っておりません。この積立金の有効活用を図れば、年金の削減なんてこともしなくていいのではないのでしょうか。あと、委員会報告の中に、毎月支給になると手数料が増えるというふうなご意見もありました。多分一定額の手数料の増は見込まれると思います。しかし、私たち納税者は、その用途について、もっと見ることも必要ではないのでしょうか。たて続けに沖縄で米軍のヘリから部品が落下するという大惨事が起きております。このアメリカ軍に、2017年度に日本政府が計上した在日米軍関係経費の総額が、なんと7,897億円に達したことが判明いたしました。これは、昨年度を255億円上回っております。3年連続で過去最高を更新しております。これは、外務省に日本共産党の赤嶺政賢衆議院議員が提出を依頼していた資料を基に計算した結果だそうです。在日米軍の兵士軍属、9月現在で5万1,452人いるそうです。一人当たり約1,530万円にも達します。アメリカの同盟国で、これだけ突出した財政負担をしている国はありません。マティ

ス国防長官は、日本の米軍経費支出は世界の手本になると絶賛しているそうです。米軍関係経費の高騰は、年間2,000億円程度の米軍の思いやり予算というのに加えて、今、沖縄県名護市辺野古での新基地建設や米海兵隊岩国基地への空母艦載機移転など、米軍再編経費の拡大が最大の要因と言われております。

○議長（森永茂男） 佐々木議員。年金の課題です。

○6番（佐々木隆雄） はい。あとすぐ終わりますので。例えばですね、岩国市の愛宕山に1戸当たり約7,000万から8,000万円の家族住宅が262戸建設されております。これ以上詳細は触れませんが、大半は日米安保条約上、支払義務のない経費なんです。このような無駄をなくすことが何よりも必要ではないでしょうか。日本国憲法25条には、すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。このように規定されております。長々と述べましたが、高齢者の生活を保障するのは国の責任です。そのことを国に対して、地方からの声を届けることは、この砥部町議会として果たす役割の一つではないでしょうか。このことを強く申し述べて、政府関係者に請願を提出するべきと、そういう立場での討論を終わります。

○議長（森永茂男） ただいま反対者の発言がありましたので、次に、委員長の報告に賛成者の発言を許します。9番大平弘子君。

○9番（大平弘子） 9番大平弘子でございます。それでは、請願第2号、年金支給の毎月払い年金支給開始年齢の引き上げは行わないことを求める請願につきまして、不採択とする委員長報告に賛成、原案に反対の立場で討論をいたします。年金を毎月払いにするには法改正が必要であり、現在の隔月払いでも格別不都合はないと考えています。次に、支給開始年齢の引き上げについては、定年も延長される傾向にあり、今後、政府は社会情勢を踏まえ、適切な判断をされるものと思います。以上により、請願第2号につきまして同意することは難しく、不採択とする委員長報告に賛成、原案に反対するものです。以上でございます。

○議長（森永茂男） ほかに討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（森永茂男） 討論を終わります。

採決を行います。請願第2号に対する委員長の報告は不採択です。請願第2号を採択することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立少数]

○議長（森永茂男） 起立少数です。ご着席ください。

よって請願第2号は、不採択とすることに決定しました。

~~~~~

日程第15 議員派遣

○議長（森永茂男） 日程第15、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。団体からの要請等による議会とまちづくりを語る会の派遣期間、派遣場所、

派遣議員等については、議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（森永茂男） 異議なしと認めます。

よって議員派遣については、ただいま申し上げましたとおり決定しました。

ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して全員協議会を開催します。

午前 10 時 30 分 休憩

午前 10 時 51 分 再開

○議長（森永茂男） 再開します。

ただいま井上議会運営委員長より発議第 4 号が提出されました。これを日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（森永茂男） 異議なしと認めます。

よって発議第 4 号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第 1 発議第 4 号 砥部町議会委員会条例の一部改正について  
(説明、質疑、討論、採決)

○議長（森永茂男） 追加日程第 1、発議第 4 号、砥部町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。井上議会運営委員長。

○議会運営委員長（井上洋一） 発議第 4 号、砥部町議会委員会条例の一部改正について、砥部町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出いたします。平成 29 年 12 月 15 日提出、砥部町議会議長森永茂男様、砥部町議会運営委員長井上洋一。砥部町議会委員会条例の一部を改正する条例。砥部町議会委員会条例の一部を次のように改正する。第 2 条第 1 号中、国体推進課を削り、同条第 3 号中生活環境課の次に、上下水道課を加える。附則といたしまして、この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行するものでございます。提案理由でございますが、砥部町課設置条例が改正されたことに伴い、廃止されました国体推進課を総務常任委員会の所管から除くとともに、新設されました上下水道課を産業建設常任委員会の所管に加えるため、提案するものでございます。以上、簡単ではございますが、提案理由といたしますので、ご審議のうえ、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（森永茂男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。



[「討論なし」の声あり]

○議長（森永茂男） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（森永茂男） 全員起立です。ご着席ください。

よって発議第4号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。各委員長より閉会中の継続調査の申し出がありましたので、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については特別委員会にそれぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（森永茂男） 異議なしと認めます。

よって各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の議事日程はすべて終了しました。会議を閉じます。町長、挨拶をお願いします。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 閉会にあたり、一言、お礼を申し上げます。議員の皆様には、12月7日から本日までの9日間にわたり、連日、終始熱心にご審議を賜り、全議案をご議決くださいましたことに対しまして、心から御礼を申し上げます。会期中に、承りました様々なご提言、そしてご指導ご指摘いただきましたことは、これからの町政運営並びに行政事務遂行に反映してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様の一層のご支援をよろしくお願いを申し上げます。さて、今年も余すところ2週間あまりとなりました。議員の皆様におかれましては、年の瀬に向かい、益々お忙しくなるものと思われませんが、くれぐれもお体をご自愛いただき、希望に満ちた新年を迎えられますようご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（森永茂男） 以上をもって、平成29年第4回砥部町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時58分



地方自治法第 123 条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員